

(案)

第5次 流山市障害者計画

(平成27年度～平成32年度)

第4期 流山市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

[共に生き、共に築く、私たちのまち一流山]



鯉のぼりと一緒に！！（流山市立つばさ学園）

平成27年3月

流 山 市

第5次 流山市障害者計画

第1編 総論 計画の策定

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の期間	3
3 計画の性格と位置付け	4

第2章 流山市における障害者の状況

1 身体障害者の状況	5
2 知的障害者の状況	9
3 精神障害者の状況	11
4 人口と障害者手帳所持者の推計	13

第3章 障害者福祉施策の現状と課題

1 施策分野の評価と主な意見	14
2 移動手段の利用状況	18
3 住宅環境の状況	19
4 特別な支援を要する児童・生徒の状況	20
5 流山市の今後取り組むべき主な課題とポイント	22
6 心身障害者福祉費の推移と推計	24
7 障害福祉サービスに対する財源の重要性	26

第4章 計画の目標

1 計画の基本理念	27
2 計画の基本方針	28
3 施策分野と主要課題（施策体系）	31
4 主要課題の推進	32
5 計画の推進	35

- 目 次 -

第2編 各論 施策の展開

第1章 啓発・広報の充実

- | | |
|-----------|----|
| 1 啓発活動の充実 | 39 |
| 2 交流機会の拡充 | 42 |
| 3 広報活動の充実 | 44 |
| 4 福祉教育の推進 | 46 |
| 5 地域福祉の促進 | 47 |

第2章 生活支援サービスの充実

- | | |
|----------------|----|
| 1 相談支援体制充実 | 48 |
| 2 権利擁護の推進 | 50 |
| 3 文化・スポーツ活動の推進 | 52 |
| 4 在宅福祉サービスの充実 | 53 |
| 5 居住の場の充実 | 54 |

第3章 生活環境の整備

- | | |
|--------------------|----|
| 1 道路・交通のバリアフリー化の促進 | 56 |
| 2 公共施設のバリアフリー化の促進 | 57 |
| 3 防災・防犯対策の推進 | 58 |

第4章 子育て・教育の充実

- | | |
|---------------|----|
| 1 保育・就学前教育の充実 | 59 |
| 2 学校教育の充実 | 61 |

第5章 就労支援・雇用の促進

- | | |
|-------------|----|
| 1 就労支援から雇用へ | 63 |
|-------------|----|

第6章 保健・医療の充実

- | | |
|------------|----|
| 1 健康づくりの推進 | 65 |
|------------|----|

第7章 情報・コミュニケーションの推進

- | | |
|----------------|----|
| 1 情報バリアフリー化の推進 | 66 |
| 2 コミュニケーションの充実 | 67 |

第 4 期 流山市障害福祉計画

第 3 編 障害福祉計画 評価と見込量

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	69
2 計画の位置付け	69
3 流山市障害者計画との関わり	69
4 基本的理念	70
5 目的	70
6 計画の期間	70
7 P D C A サイクルの活用	71

第 2 章 第 3 期障害福祉計画の評価

1 主な制度の変遷	72
2 自立支援給付事業の変遷	72
3 地域生活支援事業の変遷	73
4 各事業の実績	74

第 3 章 障害福祉サービスの見込量

1 障害福祉サービスの数値目標	86
2 障害者総合支援法に基づくサービスの内容	88
3 介護給付費・訓練等給付費の推移	93
4 自立支援給付及び地域生活支援事業の見込量確保の方法	94
5 利用者負担と負担軽減策	114

資 料

流山市福祉施策審議会 諮問書・答申書（写し）	121
計画の策定経過	124
流山市福祉施策審議会委員名簿	125
流山市福祉推進会議委員名簿	126
流山市保健福祉諸計画策定委員会委員名簿	127
障害者（児）支援施設の状況	128

第5次 流山市障害者計画

第1編 総論

計画の策定



プールは楽しい！！(流山市立つばさ学園)

第 1 章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の障害者施策について

障害者基本法第 1 条に規定により、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。

平成 2 5 年度から平成 2 9 年度の第 3 次障害者基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者は必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとしています。

障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、政府は、障害者基本法第 3 条から第 5 条に規定される基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するものです。

また、平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの国の第 4 期障害福祉計画の基本指針が示されており、新たに P D C A サイクルの導入や地域生活支援拠点等の整備、障害児支援体制の整備が打ち出されています。



(2) 千葉県 の 障害者 計画 について

第五次千葉県障害者計画については、平成21年1月に策定した「都道府県障害者計画「第四次千葉県障害者計画」(平成21年度～平成26年度)に引き続き、平成27年度から平成29年度までの3か年計画として、千葉県における障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るために、健康福祉分野をはじめ、入所施設から地域生活への移行の推進、障害者の権利擁護、療育支援、相談支援、就労、障害特性に応じた支援、教育、生活環境、情報コミュニケーション、安全・安心など幅広い分野を対象とした計画として策定します。

また、障害者自立支援法第89条に基づく障害福祉計画(=障害福祉サービス量を定めた計画の第4期計画)を包含する計画として策定します。

(3) 流山市 の 障害者 計画 について

障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法(平成25年度より障害者総合支援法)に基づく障害福祉計画の計画期間を合わせるため、流山市障害者支援計画(平成17年度～平成21年度)の終期を待たずに、平成21年度からの流山市障害者計画と流山市障害福祉計画の二つの計画を合わせた計画とした経緯があります。

第5次流山市障害者計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年間とし、第5次流山市障害者計画と一体的に取り組む、障害者総合支援法に基づくサービス量を見込む障害福祉計画については、第4期障害福祉計画(平成27年度から平成29年度)、第5期障害福祉計画(平成30年度から平成32年度)の2期に分けて策定することとしました。

第4期障害福祉計画において、障害者が地域で生活するために不可欠なサービス支給量を確保し、それに必要な財源の確保を確実にを行うため、第5次障害者計画と一体的に推進していきます。

2 計画の期間

「流山市障害者計画」の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年間となっています。また、第4期障害福祉計画は平成27年度から平成29年度の3か年間となっています。なお、年度ごとに計画の実施状況の確認と成果の評価を行い、障害福祉計画の第5期が始まる平成30年度までには計画の見直しを行います。

* 障害者計画・障害福祉計画の計画期間

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
流山市障害者 計画	第4次 計画	第5次計画					
流山市障害福 祉計画	第3期 計画	第4期計画			第5期計画		



3 計画の性格と位置付け

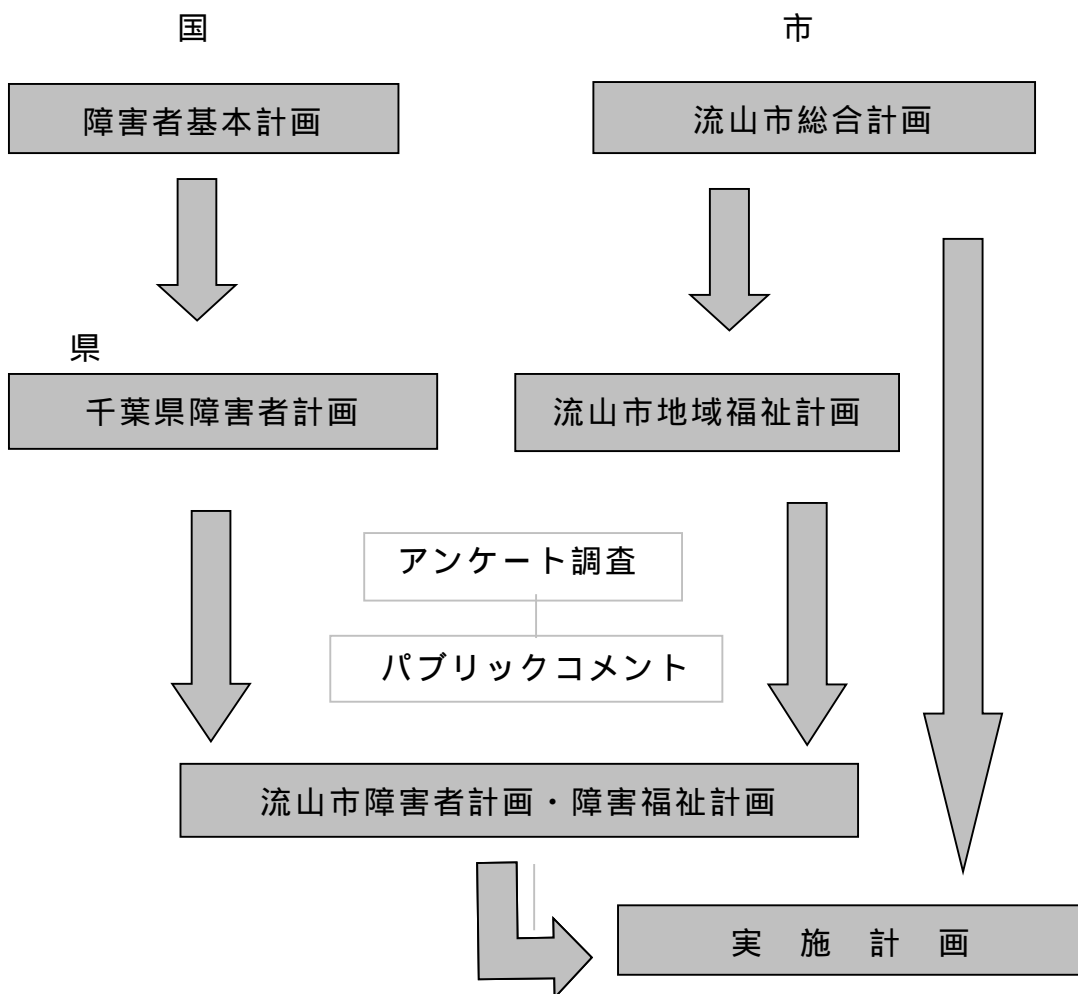
この計画は、障害者基本法第11条に基づく「障害者計画」として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けます。

このため、国の「障害者基本計画」、県の「障害者計画」を踏まえたものとなります。

また、この計画は、平成12年度から新たにスタートした「流山市総合計画」（基本構想・後期基本計画）の部門計画として位置付けるとともに、総合計画に基づく実施計画や各年度の予算編成にあたっては、本計画と整合が図れるように努力するものとします。

なお、計画の策定にあたっては、多くの障害者等の声を反映させるため、アンケート調査及びパブリックコメントを実施しました。

【計画の位置付け】



第 2 章 流山市における障害者の状況

1 身体障害者の状況

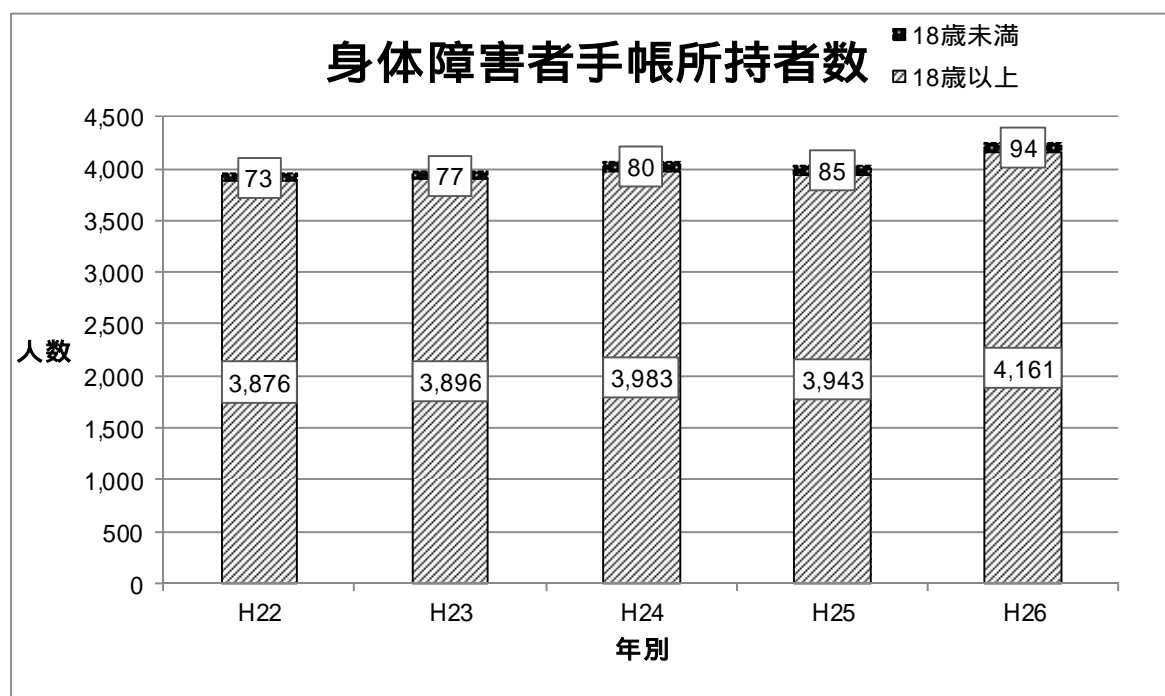
(1) 身体障害者手帳について

身体障害者手帳とは、上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓等に障害があるために日常生活が著しく制限を受けている方が対象となります。

身体障害者手帳の申請は市町村が行い、千葉県が医師の意見書を基に審査会を経て 1 級から 6 級の手帳が交付されます。

(2) 身体障害者手帳所持者数

平成 26 年 3 月末現在の身体障害者手帳所持者数は、18 歳未満が 94 人、18 歳以上が 4,161 人で合計 4,255 人となっており、年間で 227 人増えています。



各年の 3 月末現在の人数による。

人口に対する身体障害者の割合

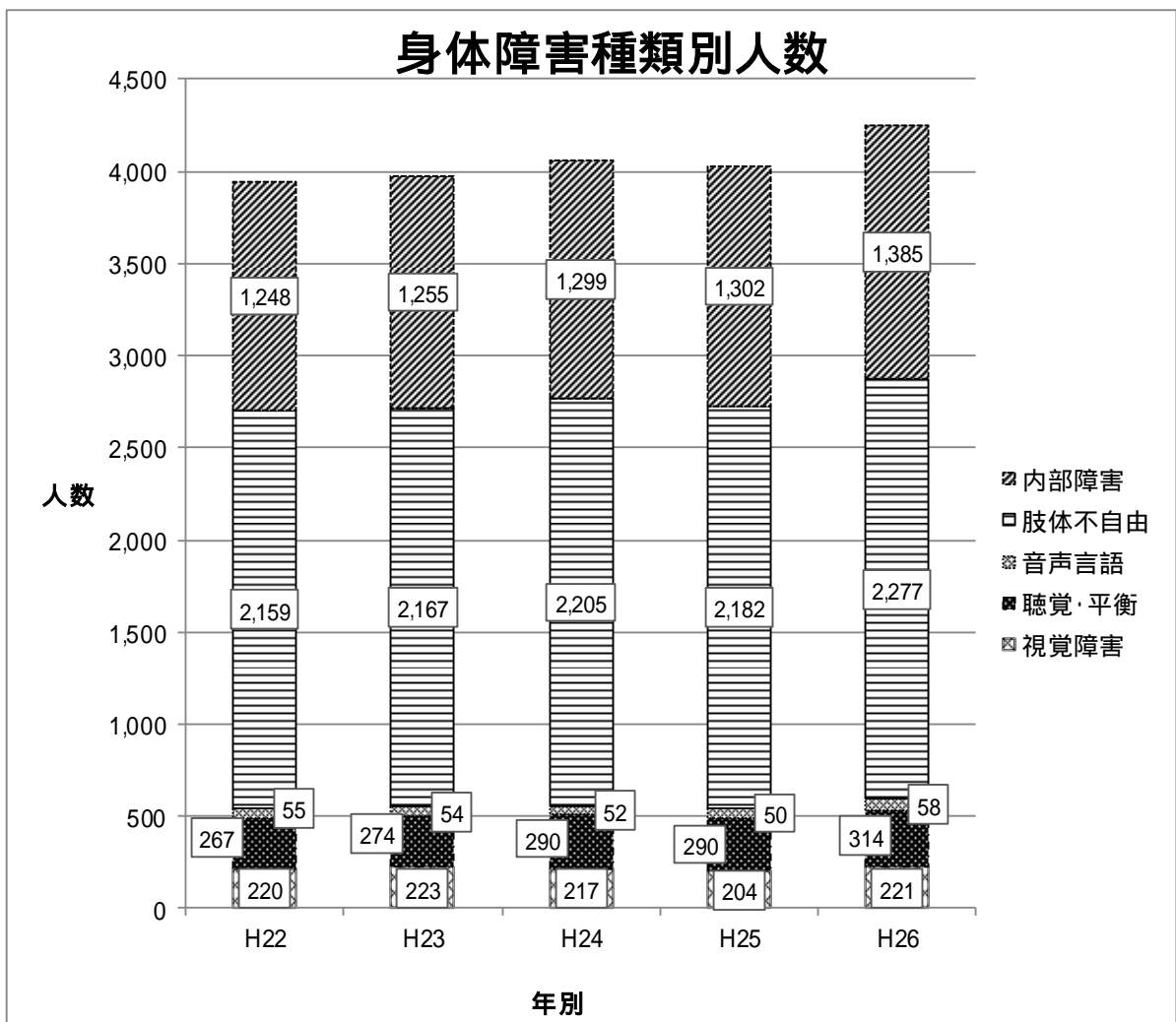
平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
3,949 人	3,973 人	4,063 人	4,028 人	4,255 人
2.43%	2.40%	2.44%	2.40%	2.50%

(3) 障害種類別状況

平成26年3月末現在の身体障害者手帳所持者の障害種類別についてみると、肢体不自由者が2,277人で53.5%を占めており、前年比95人増加しています。内部障害者は1,385人、32.5%で第2位を占めており対前年比83人の増加で、両障害の人数の増加が顕著です。

生活習慣病や事故、老化による衰えなどにより障害者が増加していることがうかがえます。

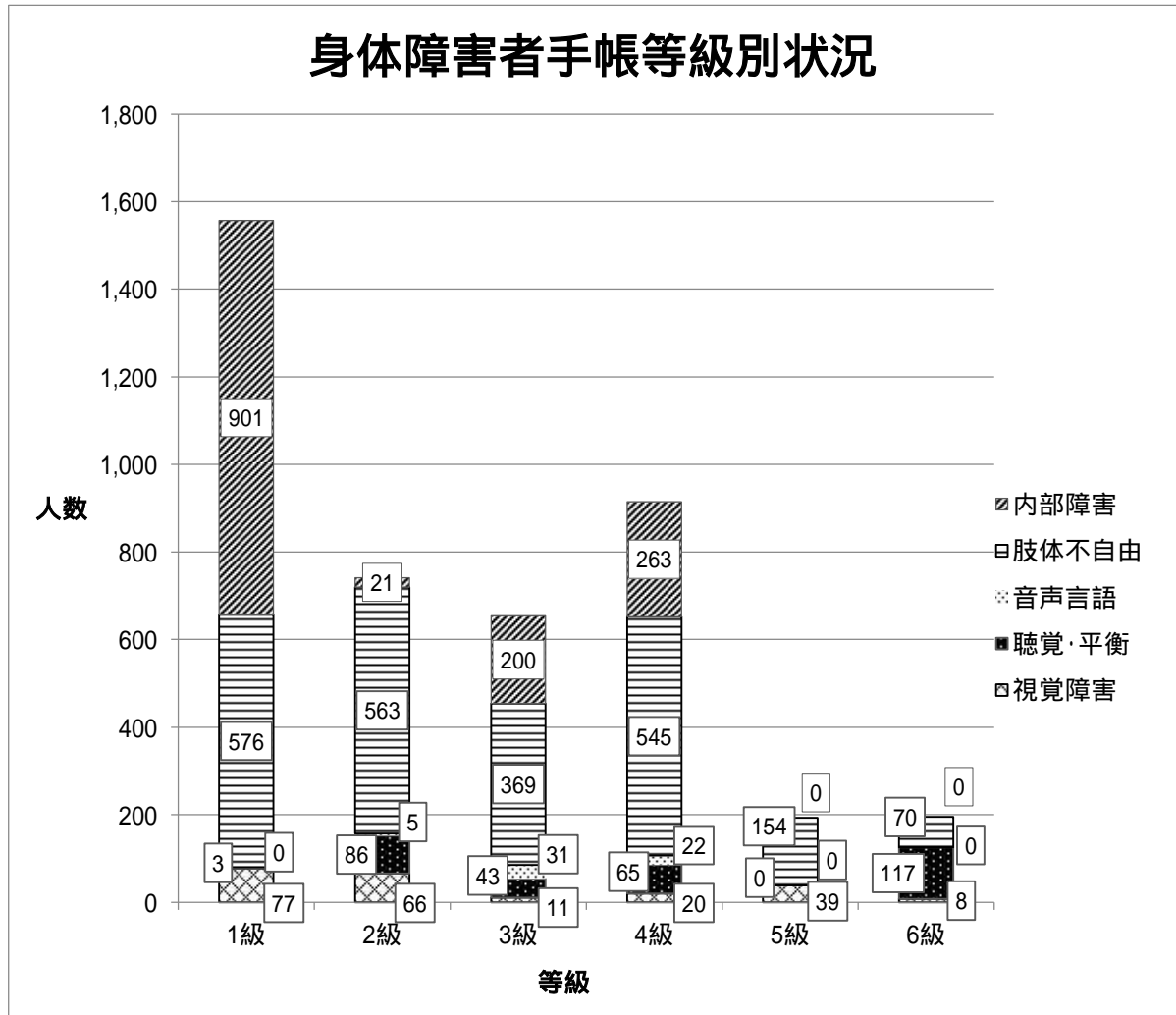
その他の音声言語機能、聴覚平衡機能、視覚機能障害者については微増となっています。



各年の3月末現在の人数による。

(4) 種類別等級別状況

平成26年3月末現在の身体障害者手帳所持者の等級別状況は、重い障害を有する1級が1,557人、2級が741人で合計2,318人となっており、全体の54.5%を占めています。また、障害を種類別に見てみると、1級・2級の重度障害者のほとんどが肢体不自由者、内部機能障害者が占めています。



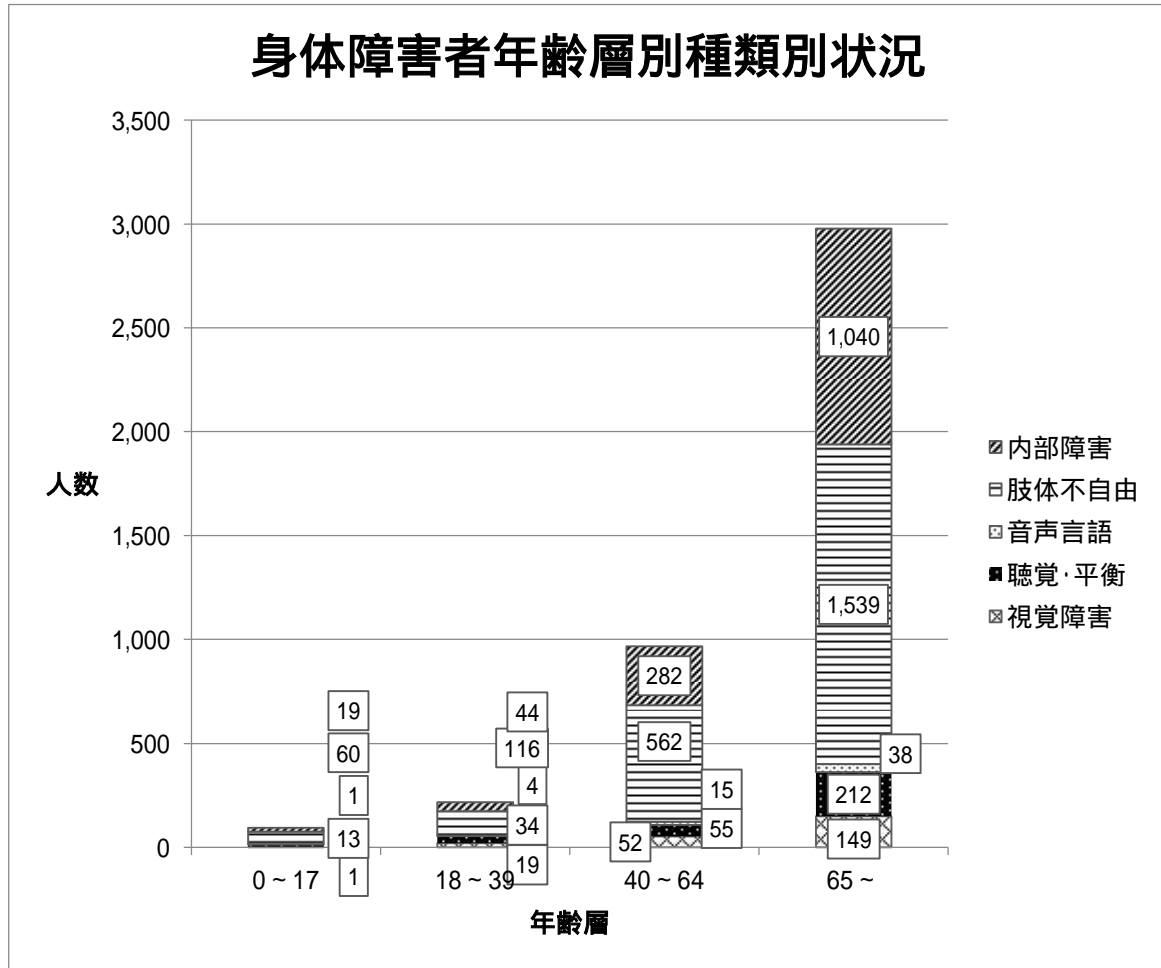
施設の入所状況

平成26年3月末現在の状況は、生活介護25人、療養介護6人、施設入所支援22人となっています。

(5) 年齢階層別状況

平成 2 6 年 3 月末現在の身体障害者手帳所持者に占める 6 5 歳以上の割合は、7 0 . 0 % となっており、平成 2 3 年 3 月末現在の 6 7 . 5 % に比べ 2 . 5 % の伸びがみられます。

また、年齢層の人口に対する身体障害者の割合は、6 5 歳以上が最も高く約 1 3 人に 1 人の高齢者が身体障害者となっています。



年齢層人口に対する身体障害者の割合

0 ~ 17 歳	18 ~ 39 歳	40 歳 ~ 64 歳	65 歳以上
0 . 3 3 %	0 . 4 6 %	1 . 7 3 %	7 . 5 5 %

2 知的障害者の状況

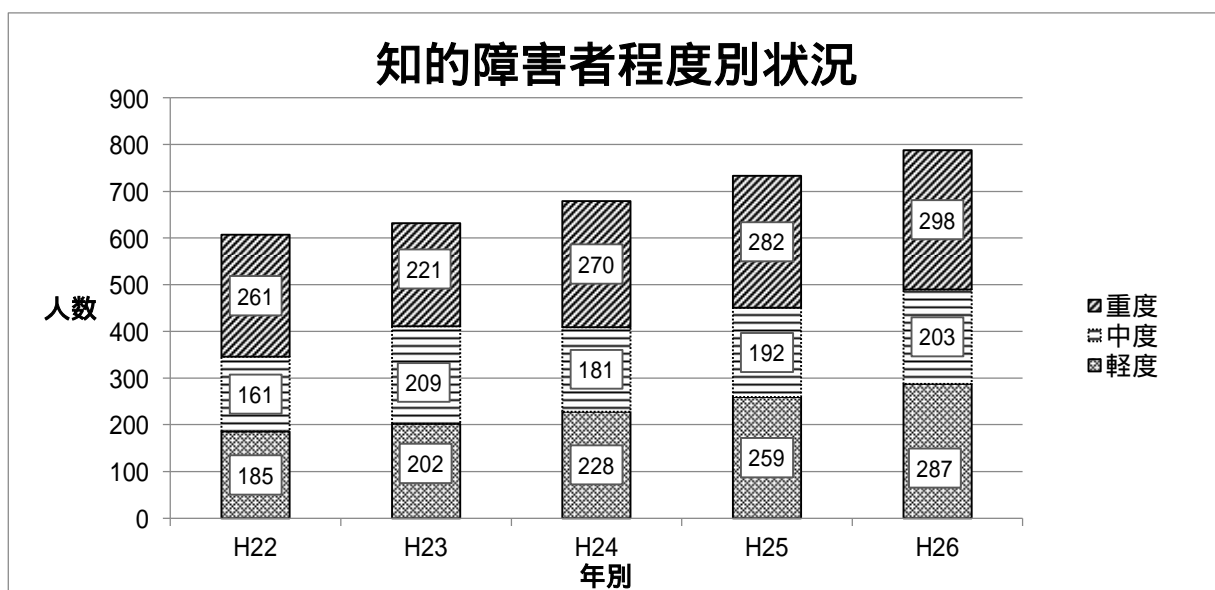
(1) 療育手帳（知的障害者手帳）について

知的障害とは、おおむね18歳未満知能指数が一定以下で日常生活に支障をきたしている方が対象となります。その判定は千葉県の児童相談所（18歳未満）および障害者相談センター（18歳以上）が行っており、重度（㉠、Aの1、Aの2）中度（Bの1）、軽度（Bの2）に判定され千葉県が交付します。

(2) 療育手帳所持者数

平成26年3月末現在の療育手帳所持者数は788人となっており、前年に比べ55人の増加となりました。

年齢層については、6歳未満の方が4.2%、6歳から18歳未満の方が29.2%、18歳以上の方が66.6%を占めています。



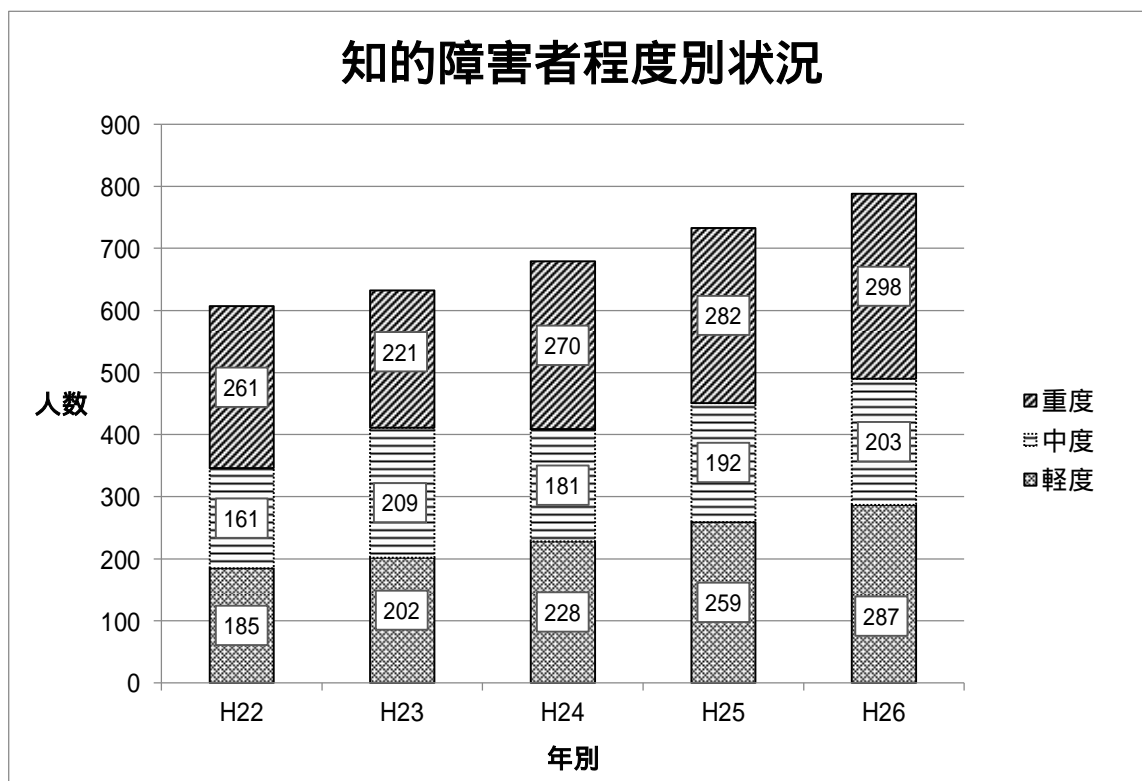
各年の3月末現在の人数による。

年齢層別割合

区分	平成24年	平成25年	平成26年
6歳未満	5.9%	5.9%	4.2%
6歳～17歳	26.5%	28.5%	29.2%
18歳以上	67.6%	65.6%	66.6%

(3) 程度別状況

程度別の状況を見ますと、特に軽度の知的障害者の増加率が高くなっています。



各年の3月末現在の人数による。

施設入所等の状況

平成26年3月末現在の施設入所状況は、生活介護128人、施設入所支援47人となっています。

3 精神障害者の状況

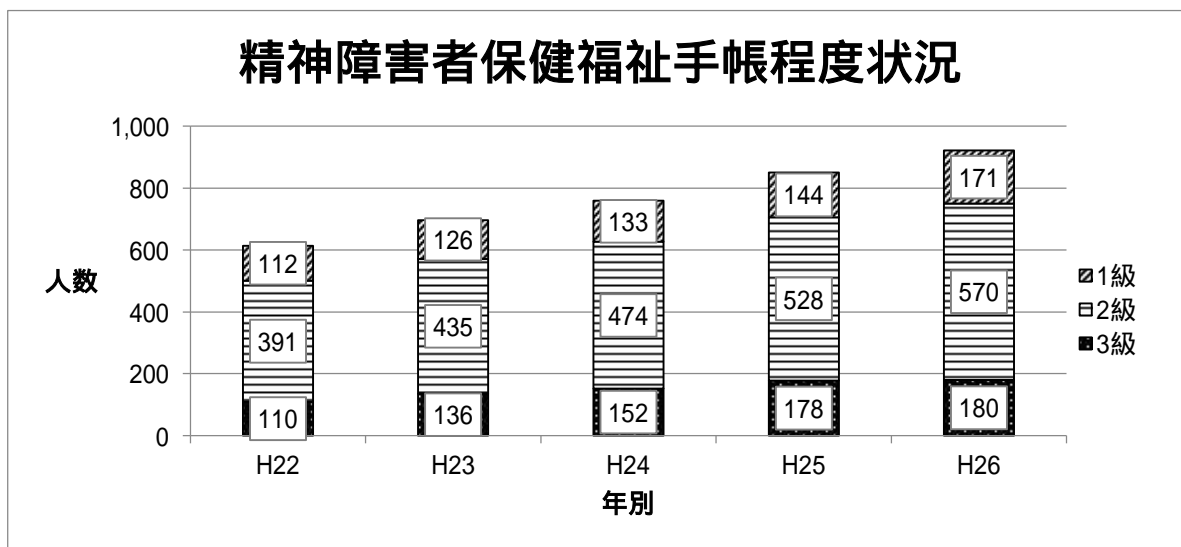
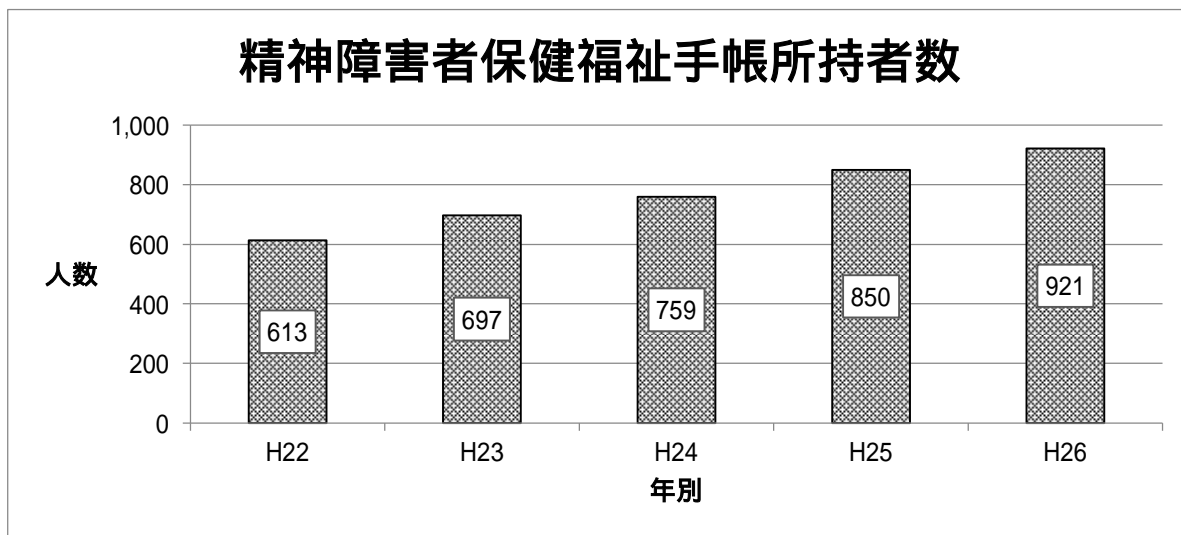
(1) 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は精神疾患のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。

精神障害者保健福祉手帳は市町村が申請受付を行い、医師の診断書や障害年金の等級に基づき、千葉県が1級から3級の手帳を交付します。

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び程度別状況

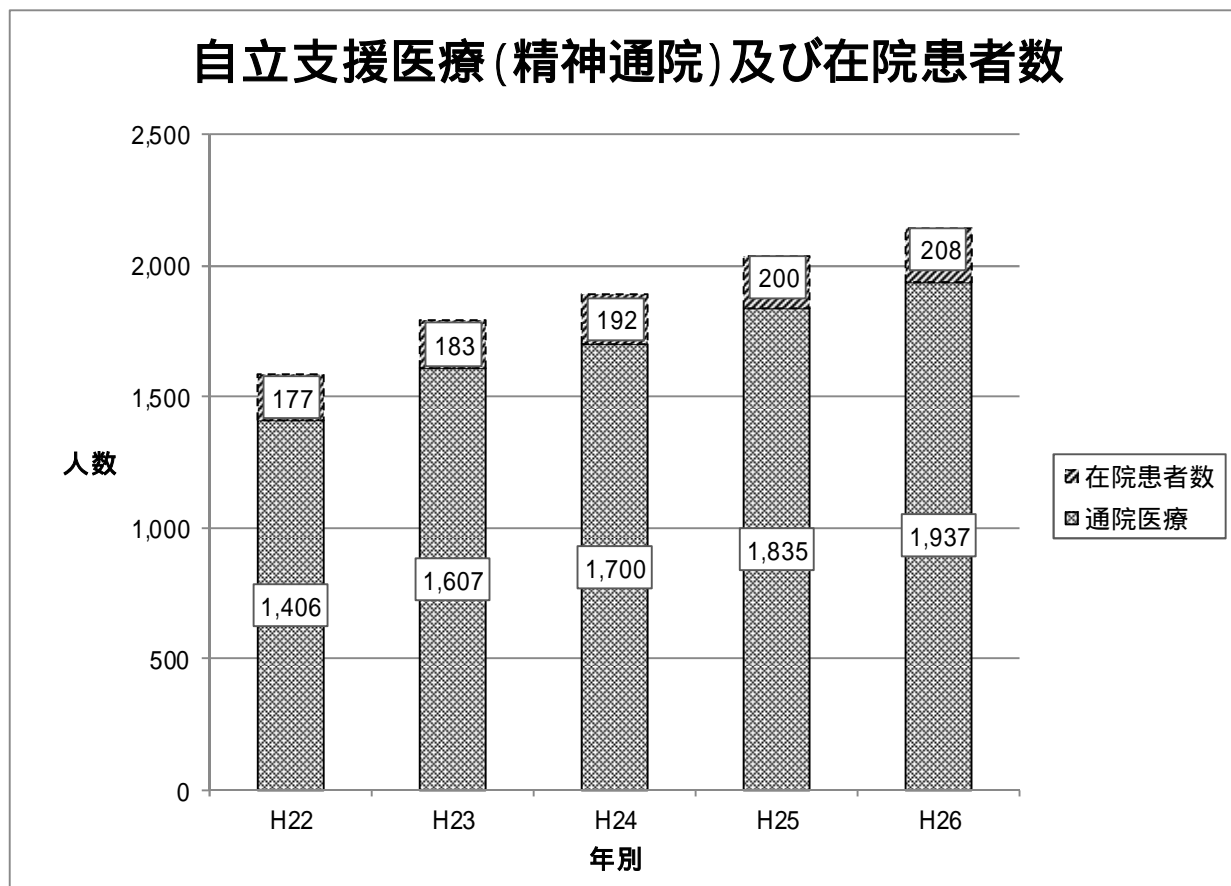
平成26年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は921人となっており、前年比71人の増加となりました。



(3) 自立支援医療(精神通院)・在院患者

平成26年3月末現在自立支援医療(精神通院)受給者数は1,937人となっており、前年比102人増加となりました。

在院(入院)患者数は、近年では110人前後で推移しています。



自立支援医療(精神通院)受給者数は、各年の3月末現在の人数による。

在院(入院)患者数は、各年の6月30日現在の人数による。

平成26年の在院(入院)患者数については、過去3年間の平均値により算出しました。

4 人口と障害者手帳所持者の推計

この計画の計画期間である平成27年度から平成32年度までの6年間の人口と障害者手帳所持者数を次のとおりと推計し、計画の基礎数値とします。なお、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者だけが必ずしも精神保健福祉法第5条で規定される精神障害者とはならないことから、自立支援医療（精神通院）受給者数及び在院（入院）患者数の総数を基礎数値とし掲載しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人口	172,000	174,000	176,000	178,000	179,000	181,000
身体障害者 (手帳所持者)	4,332	4,409	4,486	4,563	4,640	4,717
知的障害者 (手帳所持者)	833	878	923	968	1,013	1,058
精神障害者 (手帳所持者)	998	1,075	1,152	1,229	1,306	1,383
精神障害者 (通院・入院)	2,286	2,427	2,568	2,709	2,850	2,991

人口は、各年の4月1日現在の数による（後期基本計画に基づく）。

障害者数は、各年3月31日現在の人数による。

身体障害者の推計は、平成21年度から平成25年度までの年間平均増加数（77人）を毎年加算して積算。

知的障害者の推計は、平成21年度から平成25年度までの年間平均増加数（45人）を毎年加算して積算。

精神障害者（手帳所持者）の推計は、平成21年度から平成25年度までの年間平均増加数（77人）を毎年加算して積算。

精神障害者（通院・入院）の推計は、平成21年度から平成25年度までの年間平均増加数（133人）を毎年加算して積算。

なお、各障害者手帳所持者数については、特別な増減の要因が無いことから、平均増加数を加算したものである。

第3章 障害者福祉施策の現状と課題

平成27年度から始まる第5次流山市障害者計画・第4期障害福祉計画を策定するにあたり、国の第4期障害福祉計画の基本指針において示されたPDCAサイクルの導入により、平成25年12月から平成26年1月にかけてアンケート調査を実施しました。

また、当事者や障害者団体との意見交換の場を年数回設定し、意見を聴くことにより、第4次障害者計画について次のように評価します。

1 施策分野の評価と主な意見

(1) 啓発・広報の充実

障害者の自立と社会参加を促進し障害者に対する理解と認識を深めてもらうため、市民まつりや障害者週間等のイベントを開催し、障害者理解を深める機会を設けましたが、障害者団体からは、より一層の障害者に対する理解促進と偏見を無くしてほしいといった意見が出されています。

(2) 生活支援サービスの充実

市内においては、精神障害者に対するグループホームに比べ知的障害者が利用できるグループホームの整備が進まず少ない状況です。

障害者が生まれ育った地域で親亡き後も安心して生活できるグループホームや入所施設の整備を希望する意見があります。

また、悩みごとや困りごと、障害者に対する虐待などの問題に対応できる身近な相談機関の整備について要望が出ています。

(3) 生活環境の整備

東日本大震災の経験から、学校区ごとの避難所マニュアル作成が行われましたが、障害者団体からは「災害時の障害特性に合った避難所の確保」、「避難所での聴覚障害者への理解」、「自治会による地域の中での障害者支援体制」などの意見が出ています。

(4) 子育て・教育の充実

つばさ学園が中心となり就学前の児童が通所する障害児通所支援や児童デイつばさ、専門的な相談支援を行う療育相談事業や幼児ことばの教室等の障害児の早期療育を実施してきました。

また、放課後等デイサービスを実施する施設も3カ所設置され充実されてきました。

「保育所、幼稚園での障害児の受け入れ」、「統合保育を実施する保育所の充実」、「障害児に対する社会の理解の促進」、「障害の害の字のひらがな表記について」意見が出ています。

(5) 就労支援・雇用の促進

障害者優先調達推進法により障害福祉施設からの物品及び役務の調達することで、障害者の賃金向上に取り組みましたが、依然として障害者の工賃については低い状況があります。

また、障害者の一般就労については、平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになり、民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%となりました。

平成24年6月1日現在における流山市の雇用率は1.21%でありましたが、平成25年6月1日現在では1.36%となり、雇用率が少なからず上昇していることから景気の回復が伺えます。



< ハンガー組み立て頑張ります!! >
就労支援事業所「南天の木」にて

障害者雇用率

(平成25年6月1日現在)

区 分		ハローワーク 松戸管内	流山市
雇用率対象企業数(常用労働者50人以上の企業数)		255	25
法定労働者数		46,386.5	3,565
雇用率(障害者数(A)/法定労働者数×100)		1.49%	1.36%
法定雇用率達成企業数		83	11
法定雇用率未達成企業数		172	14
法定雇用率達成企業割合		32.5%	44%
障害者の内訳	重度の身体障害者数(×2人)	103	14
	重度以外の身体障害者数	189	12
	重度の知的障害者数(×2人)	28	1
	重度以外の知的障害者数	131	2
	重度身体障害者数(短時間労働者)	14	1
	重度知的障害者数(短時間労働者)	4	0
	精神障害者数	24	2
	精神障害者数(短時間労働者・×0.5)	71	1
合 計 (A)		689	48.5

資料：松戸公共職業安定所

<用語説明>

平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになりました。民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%

法定労働者数は、常用労働者数から障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められる率を乗じて得た数を除いた労働者数。

雇用率を得るための人数計算については、重度の場合は、1人を2人として計算する。(短時間労働者を除く)

障害者雇用率制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

（６）保健・医療の充実

障害児・者の医療費助成制度である自立支援医療（身体障害者に対する更生医療、精神障害者に対する精神通院医療、障害児に対する育成医療）において、県の事務であった育成医療が権限移譲により市事務となりました。

精神障害者を抱える家族からの要望により、精神障害者入院医療費助成制度を整備し実施しました。

障害児・者が病院にかかったときにスムーズに受診ができるように作成された「受信サポート手帳」の普及啓発に対する意見があり、医師会懇談会において説明を行いました。

（７）情報・コミュニケーションの促進

聴覚障害者からの要望に応え、手話通訳士を週３日設置しました。また、身体障害者福祉センターにおいて手話通訳士及び要約筆記奉仕員の養成に取り組んできました。

「手話通訳士を週５日間の設置」、「聴覚障害に対する緊急通報システムの導入」等の意見が出ています。



2 移動手段の利用状況

移動手段の確保

区 分		平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
福祉タクシー 利用券	利用者数	1,077 人	1,124 人	1,105 人	1,093 人	1,125 人
	支給枚数	32,630 枚	35,072 枚	33,912 枚	32,817 枚	32,896 枚
自動車燃料費 助成	利用者数	1,072 人	1,011 人	1,120 人	1,147 人	1,175 人
	支支給	249,4150	264,8400	272,2950	271,7750	271,7130
自動車改造費 の助成件数		1 件	2 件	3 件	1 件	3 件
ぐりーんバス 半額割引		(精神障害者保健福祉手帳所持者含む)				

資料：障害者支援課

< 評価 >

年々増加傾向にある障害者手帳所持者に伴い、福祉タクシー利用者数の増減はあるものの微増傾向にあります。また、自動車燃料費助成については、精神障害者の増加に伴い利用者数も増えています。



3 住宅環境の状況

(1) 障害者向け市営住宅の状況

(平成26年3月末現在)

団地名	特目住宅区分	建築年度	構造	戸数	間取り
柳田団地 4号棟	身体障害者向け住宅	平成元年度	耐火5F	2戸	3DK
大橋団地 3号棟	身体障害者向け住宅	平成6年度	耐火4F	1戸	3DK
大橋団地 4号棟	身体障害者向け住宅	平成7年度	耐火3F	1戸	3DK
三輪野山 団地	身体障害者向け住宅	平成15年度	耐火4F	2戸	3DK
西初石 団地	身体障害者向け住宅	平成17年度	耐火4F	3戸	2DK

資料：建築住宅課

(2) 住宅改善の状況

区 分	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
高齢者等住 宅改造費助 成件数	47	52	40	42	43

資料：高齢者生きがい推進課・障害者支援課

< 評価 >

内容としては、介護を要する高齢者の増加に伴い、住宅改善（リフォーム）が多くなっていますが、件数としては年間50件前後で推移しており、今後もその状態で推移するものと思われます。

4 特別な支援を要する児童・生徒の状況

(1) 特別支援学校等学年別在籍者数

平成26年5月1日現在

区 分		聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	合計
小 学 校	1 学年	0	2	7	0	9
	2 学年	1	2	7	0	10
	3 学年	0	0	6	0	6
	4 学年	0	0	5	0	5
	5 学年	2	3	5	0	10
	6 学年	1	3	6	0	10
	小 計	4	10	36	0	50
中 学 校	1 学年	0	0	6	0	6
	2 学年	0	0	8	1	9
	3 学年	1	3	5	1	10
	小 計	1	3	19	2	25
合 計		5	13	55	2	75

(2) 特別支援学級在籍者数

区 分		在籍者数
小 学 校	1 学年	25
	2 学年	23
	3 学年	22
	4 学年	23
	5 学年	23
	6 学年	15
	小 計	131
中 学 校	1 学年	20
	2 学年	23
	3 学年	13
	小 計	56
合 計		187

小学校の在籍者数は、知的障害、言語障害、情緒障害を含む



(3) 通級による指導を受けている児童数

区 分		言語 障害	情緒 障害	学習障害・ A D H D	難聴 障害
小 学 校	1 学年	1 5	0	0	0
	2 学年	2 2	1	1	1
	3 学年	4	3	1	1
	4 学年	4	0	3	1
	5 学年	4	1	1	0
	6 学年	2	1	2	0
	小 計	5 1	6	8	3
中 学 校	1 学年	0	3	0	0
	2 学年	0	2	0	0
	3 学年	0	3	0	0
	小 計	0	8	0	0
合 計		5 1	1 4	8	3

資料：学校教育課



5 流山市の今後取り組むべき主な課題とポイント

第3章の1施策分野の評価と主な意見と、平成25年12月から平成26年1月にかけて実施したアンケート調査、また、流山市が計画する障害福祉サービス充実のために、平成26年4月4日付で流山市福祉施策審議会から答申された「流山市福祉手当の見直しについて(答申)」の内容に基づき、今後市が取り組むべき課題について次のように決めました。

< 課題と対応について >

(1) 居住の場の充実

第5次障害者計画では、ア誰もが、イその人らしく、ウ地域で暮らすことができることを基本に、障害者が安心して生まれ育った地域で生活できる施策を進める必要があります。その基礎となるのがグループホーム等の住まいの場の整備です。

障害を持った子の親亡き後の不安解消のために、重度障害者のためのグループホーム等の整備と充実を図る必要があると考えます。

また、合わせてグループホーム利用者に対する家賃補助制度、運営費補助制度の継続とグループホームの質的・量的な充実を進めます。

(2) 相談・権利擁護体制の確立

障害者が地域の中で安心して生活していくためには、悩みや不安を抱えた時、身近な場所で気軽に相談できる相談場所が必要となります。そうした悩みや体制の整備を図ります。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成24年10月に施行されたことから、同法による権利擁護活動を円滑に実施するため、障害者支援課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待防止体制の確立を図ります。

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成28年4月1日施行に向けて対応が必要と考え、計画に位置付けることにしました。

(3) 災害時における障害のある人への支援体制の整備

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、多くの障害者が被災しました。避難所での情報保障や心のケア、避難所における受け入れ体制の整備など、改めて様々な課題が浮きぼりになったところです。

障害者に対するアンケート調査や、被災地の事例収集から得られた課題を整理したうえで、災害時にそなえる支援体制の整備等について、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正に伴い流山市においても、「流山市地域支え合い活動推進条例」の制定も含め取り組んでいることから、併せて計画に位置付けました。

(4) 相談支援体制の整備・充実

第 5 次障害者計画では、障害者の地域生活の実現を目指し、障害者の皆さんが、地域の中でより身近に、無料で相談できる事業所を市内 3 カ所設置し、地域での生活支援の充実を図ることとしました。

(5) 障害児のための施策の展開

平成 23 年度に行われた障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、障害児施設のうち、入所による支援を行う施設は「障害児入所施設」(県実施)と、通所による支援を行う施設は「児童発達支援センター」(市町村実施)にそれぞれ分類されました。

支援の内容についても再編されたことから、特に「児童発達支援センター」の設置と充実について、法改正を踏まえた施策の見直しを行いました。

(6) 就労支援の充実

障害者総合支援法で規定される就労移行支援や就労継続支援等の訓練等給付事業や地域活動支援センター 型等の一般に「福祉的就労」と呼ばれる就労活動においては、障害者の工賃水準が極めて低い状況にあります。

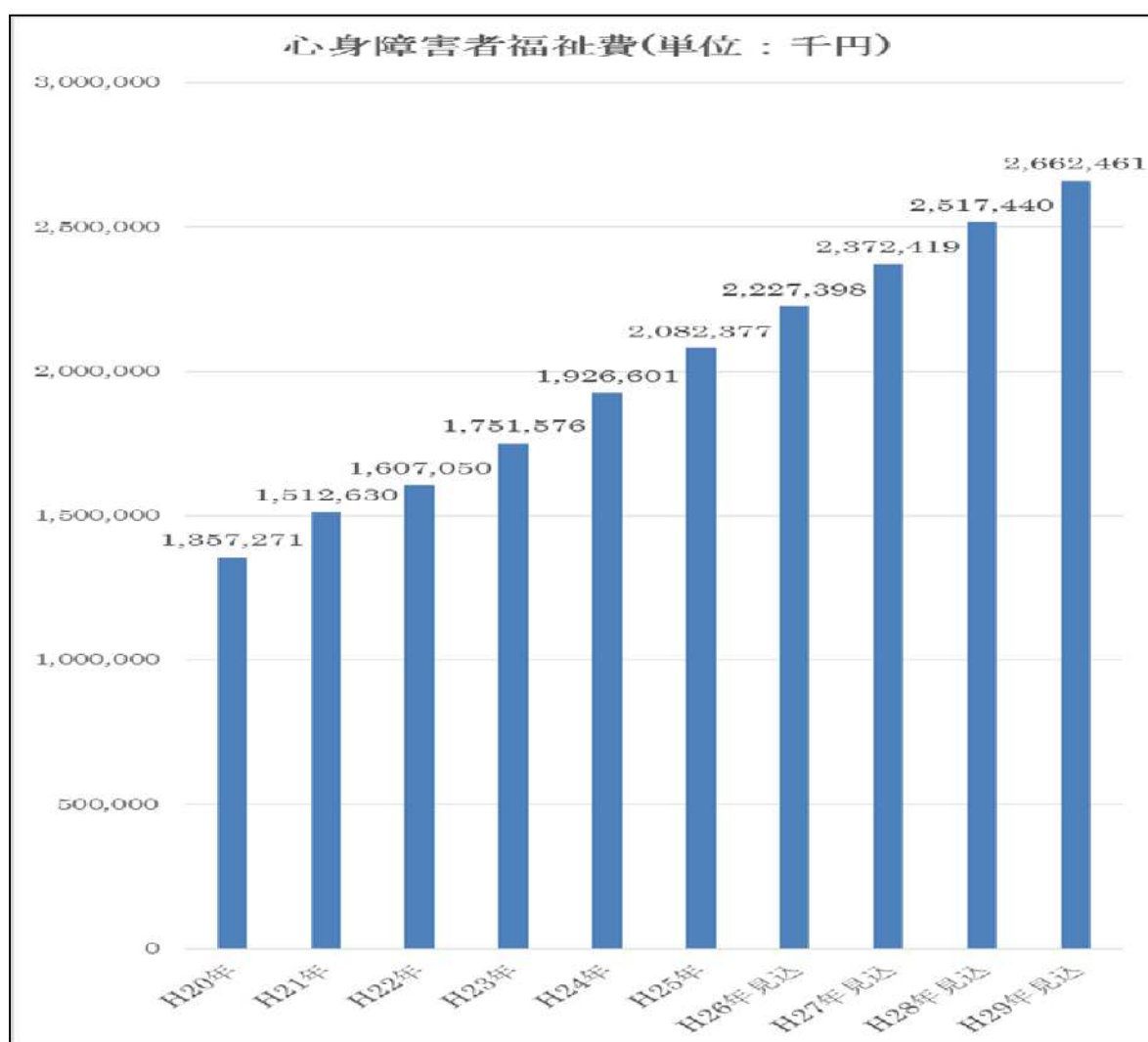
国の第 4 期障害福祉計画の基本指針において、福祉から一般就労への移行促進の数値目標が示されています。また、県が実施する障害者の雇用拡大、工賃改善を目的とする「ちば工賃向上チャレンジプラン」の活用等、福祉施設での工賃改善について行っていく必要があります。

6 心身障害者福祉費の推移と推計

本計画策定にあたり、今後流山市が重点的に取り組む障害福祉サービスの充実のために必要となる心身障害者福祉費について、次のように予測しています。

平成20年度では1,357,271千円であったものが、平成25年度実績では2,082,377千円となり、平成20年度に比べ725,106千円の増加となっています。

今後、年平均145,021千円の増加が見込まれ、平成29年度には2,662,461千円になると予測します。



心身障害者福祉費は、障害者福祉全般に係る経費で主に次の項目が含まれます。

(1) 障害者の支援に要する経費
<p>重度障害者自動車燃料費助成、福祉タクシー利用助成、グループホーム入居者家賃補助、重度心身障害者医療費助成、障害者一時介護料助成、幼児ことばの相談室運営事業、精神障害者入院医療費助成、心の相談事業、通所交通費助成等。</p>
(2) 手当の支給に要する経費
<p>福祉手当等、特別障害者手当、障害児福祉手当。</p>
(3) 障害者総合支援法によるサービスに要する経費
<p>障害者自立支援給付費。 介護給付費・訓練等給付費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費等。 障害者地域生活支援事業。 地域活動支援センター事業、相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、運転免許、自動車改造、日常生活用具給付費等。 グループホーム等運営費補助。 身体障害者デイサービスセンター事業。</p>
(4) 就労支援センターに要する経費
<p>障害者の就労に関する相談や、職場定着のための支援を行う流山市就労支援センターの運営事業に係る経費。</p>
(5) 身体障害者福祉センターに要する経費等
<p>身体障害者に対し実施している、料理講座、手芸講座、カラオケ等の創作活動。点訳講座、手話通訳養成講座、要約筆記養成講座、知的障害者ガイドヘルパー養成研修、精神障害者ヘルパー養成研修等の養成講座。パソコン講座等の社会適応講座。リハビリ、音楽講座、言語訓練等の機能回復訓練等の各種講座について、流山市が設置し、事業運営を委託している流山市身体障害者福祉センターに係る経費。</p>

7 障害福祉サービスに対する財源の重要性

障害福祉サービスは、障害者の生活を支える上で必要不可欠なものであり、障害福祉制度の根幹をなすものです。障害福祉サービスについては、国や県での改正が毎年のようにあり、そうした変革に遅延なく対応し、サービスを提供することが必要です。

障害福祉サービスを利用することで、障害者の方が地域の中で生活できる仕組みを構築し、持続可能な制度の維持と今後も多様化するニーズに対応することが重要となり、今後、市が重点的に取り組む施策やサービス支給量の増加が見込まれます。

第4期障害福祉計画において、新規事業及び事業の見直しとしては、グループホームの整備、相談支援体制の強化・充実、重度障害者医療費助成制度の充実（現物給付化への対応）、児童発達支援センターの整備・充実等があります。

それら重点事業を推進するために必要とする一般財源は、平成27年度では90,638千円、平成28年度では198,489千円、平成29年度では117,038千円となり、3年間では406,165千円が見込まれます。

引き続き厳しい財政状況の中、今後も障害者に対して必要なサービス支給量を確実に確保するために、より良い障害福祉サービスを確立し、この計画を実行性のあるものにするため、必要な財源を確保する必要があります。

第4章 計画の目標

1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち - 流山」を基本理念とします。

本計画では障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、発達障害者、高次脳機能障害者、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを含みます。



2 計画の基本方針

障害者計画は、次のような基本的な考え方に基づいて展開していきます。

(1) 啓発・広報の充実

障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者や福祉に関する理解と認識を深める必要があることから、啓発活動を推進します。

まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあい、理解を深める機会です。市民の参加を促し、理解と交流を深めます。

インターネットや点字の広報紙、音声の広報などあらゆる障害の方へ情報の伝達に心がけます。

障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるため、生涯学習、学校教育においても福祉教育を推進します。

地域福祉の推進を図るうえで、ボランティアの果たす役割は、重要であることから、ボランティアの育成体制の整備、ボランティア活動の体系的整備、地域の活動拠点の確保等、ボランティア活動の促進を図ります。

(2) 生活支援サービスの充実

地域で自立した生活ができるように各種相談体制の整備、相談窓口の連携の推進など、相談体制の充実を図ります。

安心して自立した生活をするために権利擁護体制の整備を図ります。

障害者に対する虐待などの問題に対応できる体制の推進を図ります。

障害者がスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。

在宅での生活の充実を図るため、ホームヘルプサービス事業の人材確保を推進します。

自宅以外の地域で快適な生活を送ることができるよう、日中一時支援やショートステイ施設の充実を推進します。

地域での自立を促進するために、グループホーム等の整備や自立生活の場を確保します。

(3) 生活環境の整備

障害者の自立と社会参加を促進するためには、移動、交通対策の推進が必要であり、公共交通施設等の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。

高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい生活環境づくりや既存施設等の改善を図り、公共施設等のバリアフリー化を促進します。

災害の際に障害者が地域の支援体制を受けられる仕組みづくりや地域を中心とした防犯体制のもと、犯罪に巻き込まれないように防災・防犯対策の推進を図るため、関係団体の連携、地域支援体制を整備します。

(4) 子育て・教育の充実

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、療育支援体制の充実を図ります。また、保育所や幼稚園など就学前の機関に対して、療育相談や巡回相談等により連携を強めます。

障害の種類や程度に応じたきめ細かな就学指導が求められることから、特別支援教育関連事業や教育内容の充実など、学校教育の充実を図ります。

児童福祉法第7条に規定される児童発達支援センターを整備し、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機関として位置づけ、障害児通所支援として、児童福祉法第6条に規定する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援を行います。

子どもをみんなで育む計画において、 の規定について整合性のあるものを位置付けるものとします。



(5) 就労支援・雇用の促進

自立を促進するために、可能な限り職に就くことができるように、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。

就労形態に応じた就労施設の整備や誘致に努めるとともに、仕事の受注先として公共事業も関係機関と協議の上計画します。

障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設等からの物品の調達に積極的に取り組みます。

(6) 保健・医療の充実

母子保健、成人保健、精神保健の対策の充実を図り、障害の早期予防と健康づくりを推進します。

日常生活を支援する在宅サービスを充実するため、各種サービスの充実向上、介護サービス体制の拡充、住民参加型サービスの検討をします。

在宅で自立生活が困難な方などの多様化するニーズに対応するため、施設の整備充実、民間活力・広域対応施策の推進等、施設福祉サービスの充実を図ります。

障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と福祉サービスの連携が必要であることから、障害者施策の総合的推進と関連窓口の連携強化を図ります。

重度障害者医療費助成制度の現物給付化を実現します。

(7) 情報・コミュニケーションの促進

障害者に配慮したIT利用を支援し、社会参加を推進します。

視覚障害者の移動を容易にするために、ガイドヘルパーの養成を計画的に行います。

手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成研修を推進し、聴覚障害者のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

3 施策分野と主要課題（施策体系）

基本理念	施策分野	主要課題
共に生き、共に築く、私たちのまち 流山	(1) 啓発・広報の充実	啓発活動の充実 交流機会の拡充 広報活動の充実 福祉教育の推進 地域福祉の推進
	2) 生活支援サービスの充実	相談支援体制の充実 権利擁護の推進 文化・スポーツ活動の推進 在宅福祉サービスの充実 日中活動の場・住まいの場の充実 地域生活への移行支援
	3) 生活環境の整備	道路・交通のバリアフリー化の促進 公共施設等のバリアフリー化の推進 防災、防犯対策の推進
	4) 子育て・教育の充実	保育、就学前教育の充実 学校教育の充実 つばさ学園の充実 （児童発達支援センター）
	5) 就労支援・雇用の促進	就労や雇用の場の確保 就労施設利用者の支援
	6) 保健・医療の充実	健康都市宣言・健康づくりの推進 医療福祉サービスの充実 （重度障害者医療費の現物給付化等）
	7) 情報・コミュニケーションの促進	IT利用の推進 手話通訳者の養成・派遣の促進 要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進

4 主要課題の推進

計画期間（平成27年度～平成32年度）において、施策体系中の各事業を推進します。

（1）啓発・広報の充実

事業名	事業の内容及び目標
啓発活動の充実	障害者週間行事の充実、身体障害者補助犬への理解促進
交流機会の拡充	福祉広場（市民まつり）、福祉バザーの開催
広報活動の充実	ホームページの充実、声の広報、点字広報の提供
福祉教育の推進	体験学習の実施、障害者団体との交流、福祉の授業
地域福祉の推進	ボランティアの育成、ボランティアの啓発、障害者団体の活動拠点の整備、NPO活動の推進

（2）生活支援サービスの充実

事業名	事業の内容及び目標
相談支援体制の充実	相談支援事業所の配置と活用、相談体制の充実、障害者相談員の配置、中核地域生活支援センターとの連携
権利擁護の推進	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発、地域相談員の配置、成年後見制度の推進、障害者支援課内に障害者虐待防止センターを設置
文化、スポーツ活動の推進	各種スポーツ大会への参加促進、障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進、障害者のスポーツ活動の推進

在宅福祉サービスの充実	住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給、ホームヘルプサービス・ショートステイサービスの充実
日中活動の場・住まいの場の充実	重度の障害者の施設支援 グループホームの整備促進
地域生活への移行支援	施設や病院からグループホーム等への地域生活に移行促進

(3) 生活環境の整備

事業名	事業の内容及び目標
道路・交通のバリアフリー化の促進	公共交通のバリアフリー化、歩行空間のバリアフリー化、市街地の整備
公共施設等のバリアフリー化の促進	障害者の居住施設の整備、既存施設のバリアフリー化
防災・防犯対策の推進	地域防災体制の整備、災害時の避難体制整備、地域防犯体制の整備

(4) 子育て・教育の充実

事業名	事業の内容及び目標
保育、就学前教育の充実	つばさ学園の充実、幼児ことばの相談室の充実、健常児との交流事業の推進、療育相談の充実
学校教育の充実	特別支援教育と交流教育サポート体制の推進、学習障害・ADHD・自閉症等の教育的支援、建物の耐震補強・バリアフリー化
つばさ学園の充実	早期発見・早期療育の観点から「療育相談」や「保育所等の訪問事業」、通所による指導をはじめ、ケアセンターの離れた場所で行っていた、「幼児ことばの相談室」等をつばさ学園の一箇所に集中させることで、一元的な療育を実施します。

(5) 就労支援・雇用の促進

事業名	事業の内容及び目標
就労や雇用の場の確保	障害の特性や程度に合せ福祉的就労から一般雇用までを視野に入れて働く場の確保を推進
就労施設利用者の支援	利用者負担の軽減、通所交通費の助成等働きやすい環境づくりを推進

(6) 保健・医療の充実

事業名	事業の内容及び目標
健康都市宣言・健康づくりの推進	WHOが提唱している健康都市の理念に基づく健康づくりの推進
医療福祉サービスの充実	制度の変化に応じた重度障害者の医療費助成、精神科病院入院患者の医療費助成

(7) 情報・コミュニケーションの促進

事業名	事業の内容及び目標
IT利用の推進	障害者用のパソコン周辺機器及び専用ソフトの利用の推進
手話通訳者の養成・派遣の促進	手話通訳者の養成・派遣の促進
要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進	要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進



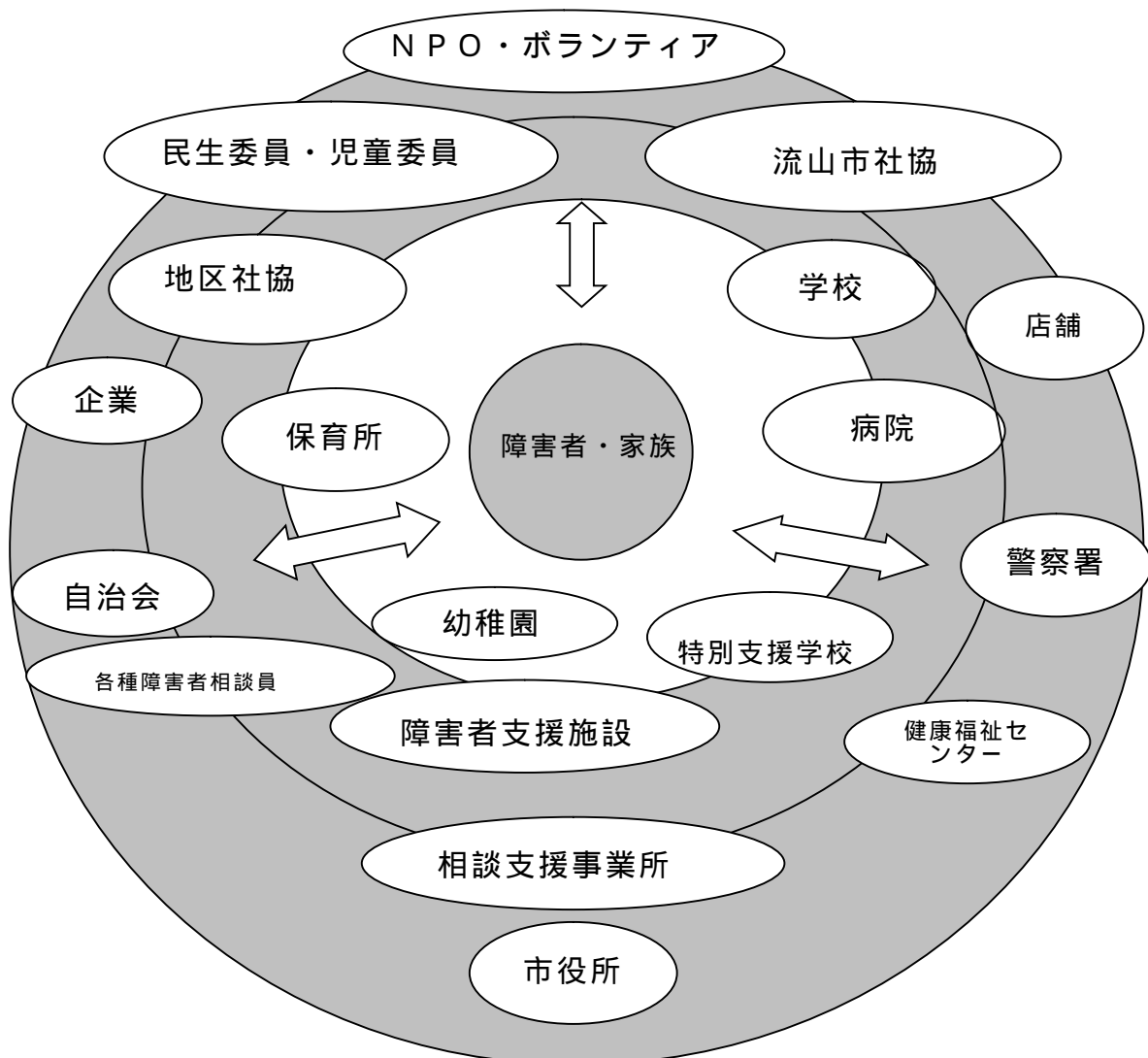
5 計画の推進

(1) ネットワークとフットワーク

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、市民が参画・協働して障害者の福祉の向上に努めていきます。

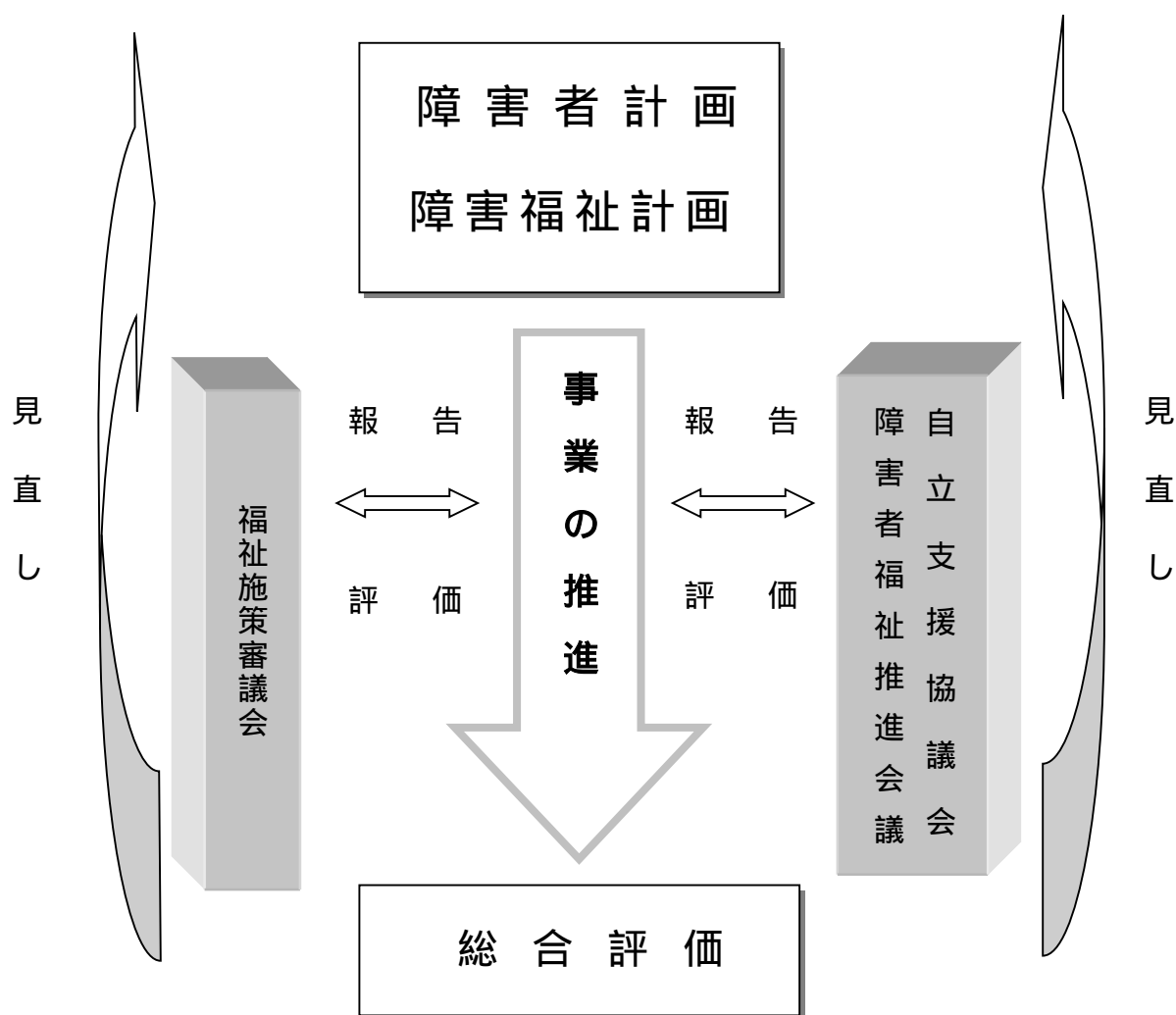
そのためには、私たちのまわりにある様々な福祉資源を活用することが大切です。

本計画では、行政だけではなく、自治会、地域の人々、民生（主任児童）委員、地区社協、NPO、ボランティア、学校、企業、各種関係施設・団体等が、それぞれの立場に応じた役割を分担しながらネットワークを構築するとともに、協働というフットワークで、「共に生き、共に築く、私たちのまち 流山」を目指します。



(2) 計画の進行管理と推進

障害者に関する総合的なサービス体制を確立するため、市民の代表から構成される市長の諮問機関の流山市福祉施策審議会や関係機関・当事者団体・ボランティア等で構成される流山市障害者福祉推進会議と流山市地域自立支援協議会において、各機関・団体が連携し、計画の進行管理と推進を図っていきます。



(3) 流山市地域自立支援協議会の活用

障害者総合支援法に規定された地域自立支援協議会において、障害者が地域で暮らすため、生活やサービス面での課題を検討し、解決に向けて話し合いを行います。地域において障害者を支える関係機関とネットワークの構築を図り、流山市の障害福祉の向上を目指します。

全体会：全委員による協議の場（年2回）

専門部会：流山市地域自立支援協議会では、4つの専門部会を設置し、専門的に課題検討と協議を行い全体会に報告します。(月1回から必要に応じて開催)

各専門部会	概要
相談支援部会	相談支援体制の整備、地域課題の整理・提言、相談機関の役割と分担、各相談機関の相談技術のスキルアップ、個別会議（ケース会議）の開催等の役割を担う。
地域生活支援部会	障害者の「居住」のサポート、地域生活移行、退院の促進、ボランティアの活用、児童・民生委員との連携、地域住民への啓発等の役割を担う。
就労支援部会	就労支援体制づくり、就労に関する障害福祉サービスと日中活動系も含め広い範囲で障害者の「働く」というテーマを基に検討、就労関連の諸制度についての役割を担う。
権利擁護部会	障害者虐待、障害者の権利擁護に関する制度、成年後見人制度、障害者差別についての役割を担う。

(4) 国・県への要請

障害者福祉のより一層の充実を目指し、各種障害者関連施設の整備拡充について、国・県への補助・助成の要請を行っていきます。

また、広域対応の施設整備や各種制度の拡充等についても要請していきます。

第2編 各論

施策の展開



七夕！！お願い事は何？（流山市立つばさ学園）

第1章 啓発・広報の充実

1 啓発活動の充実

障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者に関する理解と認識を深める必要があります。

平成16年に障害者基本法の改正で差別禁止と権利擁護が規定されましたが、障害者に対する社会的偏見や誤解のために、障害者が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされている実態があります。

流山市内の障害者本人やその家族等の障害者団体で構成される流山市障害者団体連絡協議会からも、障害者に対する理解の促進と啓発を強く望む意見が出されています。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが人間として人格が尊重され、一般の人々と対等で主体的な生活を地域の中で過ごすことができるノーマライゼーションの社会の実現がますます必要です。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
1	障害者週間の充実	毎年12月3日～12月9日の障害者週間において、市が中心となり、障害者団体連絡協議会、市内福祉施設等の連携のもと、各団体の活動の紹介や作品等が展示できる場所を確保し、一般市民に障害者に対する理解の促進を図ります。	障害者団体 障害者支援課

2	身体障害者補助犬への理解の促進	障害者支援課窓口、イベント、行事等の機会を通して、身体障害者補助犬の病院や飲食店等への同伴の理解に対するパンフレットとシールを配布することで、障害者が生活しやすい環境づくりを推進します。	障害者支援課
3	障害者マークの周知	障害者支援課窓口において、障害者のマークについて記載された「障害福祉の手引き」を随時配布し、講習会や講演会などの機会に、補助犬マーク、オストメイトマーク、ハートプラスマーク等のパンフレットを配布することで障害者マークの周知を図り、障害者への理解を促進します。	障害者支援課
4	障害者に対する理解を深める講演会の充実	身体障害者福祉センターにおいて、一般市民に対する障害者理解のための講演会の開催。民生委員・児童委員の研修会や各団体が開催する講演会等に市職員が講師として参加し、また、出前講座等の機会を通じて、地域の中で生活する障害者に対する理解を促進します。	身体障害者福祉センター 障害者支援課

5	障害者の活動等の情報発信	<p>市内の就労支援施設や企業等で働く障害者の様子を紹介する写真展を年1回開催し、障害者に対する理解の促進を図ります。</p> <p>また、つばさ学園や就労支援センター等の本市障害者施設の活動の様子について、定期的に流山市ホームページへ掲載し、また、議会傍聴者に対し障害者（児）が作った作品等を展示し、障害者（児）施設の活動の様子を紹介することで市民の理解の促進を図ります。</p>	議会事務局 障害者支援課
6	市職員に対する研修・啓発	<p>新規採用職員研修において、障害者に対する理解を深めるため、研修等を行います。</p>	人材育成課



2 交流機会の拡充

まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあう機会です。ボランティアで参加する人はもちろん、市民の参加を促し、理解と交流を促進します。

施策の展開			
	事業名	事業内容と目標	実施主体
7	福祉会場（市民まつり）開催	地域に密着した福祉会場（市民まつり）を開催し、手話コーラスや模擬体験（車いす体験、視覚障害体験）等をとおり、障害者との交流を深めることで障害者に対する理解と、福祉に関する啓発活動を行います。	障害者団体 障害者支援課
8	福祉バザーの開催	各団体が主催するバザーや模擬店を支援し、障害者との市民との交流を図ることで、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。	障害者団体 障害者支援課
9	地域交流を担う人材の育成	身体障害者福祉センターにおいて、ボランティア養成講座や各種講座を開催することで、障害者を身近な地域で支援する人材の育成に取り組みます。	ボランティアセンター 身体障害者福祉センター 障害者支援課
10	障害者が運営する店舗の充実	障害者が働く店舗等を市民に紹介し、利用を促すことで障害者との交流機会の増進と理解を促進します。 「森のテラス」	NPO法人 障害者施設 障害者支援課

		<p>軽食喫茶、雑貨、食品等販売（森の倶楽部内） 「オリゾンテ」 C a f e & B a r（流山セントラルパーク駅前） 「南天の木ポケット」 野菜、食品等雑貨販売（江戸川台東口商店街内） 「ふるさとコーナー“ひばり”」地元産品等販売（下花輪福祉会館・ほっとプラザ下花輪内） 「いろいろやハーモニ」 地元産直野菜・雑貨・弁当販売（平和台3丁目） 「さつき園」 パン・焼き菓子販売（毎週木曜12：00～市役所内等） 「初石工房」手芸、雑貨、食料品販売（東初石2丁目） 「アモール」 軽食喫茶（市役所内） 「キッチンよつば」 軽食喫茶（初石公民館内） エンゼルフラワー 鉢、切り花販売（江戸川台東口商店街）</p>	
--	--	---	--



障害者のお店「南天の木ポケット」



障害者のお店「ふるさとコーナーポケット」

3 広報活動の充実

在宅でいつでも容易に情報を入手できるインターネットによるお知らせの内容を充実していきます。

また、視覚障害者の方には点字による広報紙や音声による広報などをお届けします。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
11	ホームページの活用	<p>平成24年10月に市役所のホームページをリニューアルし、特に視覚障害者が使用する文書読み上げソフトに対応したものとなりました。</p> <p>今後もホームページで障害福祉情報を容易に取得できるように推進します。</p>	<p>関係各課 秘書広報課</p>
12	声の広報の提供	<p>点字の読み取りができない視覚障害者にとって音声による情報取得は重要であることから、朗読のボランティア団体が製作した音声による広報を提供します。</p> <p>防災情報など重要な情報提供は、点字やSPコード(音声コード)などコミュニケーションに障害のある人に配慮した情報提供を推進します。</p> <p>【参照 P109 点字・声の広報等提供事業】</p>	<p>ボランティア団体 秘書広報課</p>

13	点字広報の提供	<p>視覚障害者にとって点字は、大事な情報取得手段の一つとなります。点訳のボランティア団体が製作した点字による広報を提供します。</p> <p>【参照 P109 点字・声の広報等提供事業】</p>	<p>ボランティア団体 秘書広報課</p>
14	関係機関に対する情報提供の充実	<p>「障害福祉の手引き」、精神障害者に対する「こころの健康」、「こころのバリアフリーマップ」、「ひきこもりかな?と思ったら等」のパンフレット、ガイドブックを障害者支援に係る関係機関に提供することで、市民が必要とする情報を提供します。</p> <p>また、各障害者団体が発行している機関誌を窓口を設置し提供することで、障害者理解の促進を図ります。</p>	<p>障害者支援課</p>



4 福祉教育の推進

障害者福祉に関する正しい理解を深めるため、教育環境の整備や交流教育を推進します。

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の推進を図るため、共に学ぶ教育の積極的な実践、福祉教育への取り組みを推進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
15	体験学習の実施	一般児童・生徒が障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、障害者団体による手話講習会や障害者施設職員の協力による車いす体験等の疑似体験をすることで障害者に対する理解を深めます。	市内小中学校 指導課
16	障害者団体と特別支援学校との交流	市や障害者団体が特別支援学校の入学式や運動会等の行事に積極的に参加し、顔の見えるつながりを持つことで、障害者団体、特別支援学校との交流を推進します。	指導課
17	福祉教育	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めます。	指導課

5 地域福祉の促進

障害者が地域の中で暮らしやすい環境づくりのため、地域の中に障害について理解と熱意を持った人材の育成が必要です。

支援したいという気持ちを高めてボランティア活動に従事できるような技術の向上を目指したボランティア育成や、社会福祉協議会のボランティアセンターのボランティア活動の窓口としての機能、人材の活用、活動の評価などのコーディネート機能を高めていきます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
18	ボランティアの育成	<p>障害の特性及び必要に応じてボランティア養成講座を開催することで、ボランティアやボランティア団体の育成に努めます。</p> <p>また、社会福祉協議会ボランティアセンター、身体障害者福祉センターによるボランティア活動の広報やバックアップ研修を実施することで、ボランティア活動を充実します。</p>	<p>ボランティアセンター</p> <p>身体障害者福祉センター</p>
19	NPO活動の推進	<p>NPO法人との協働・提案型事業により、現在実施している市民後見人養成講座等の各種講座の開催や、その他の講演会を後援することで、NPO活動の推進を図ります。</p>	<p>NPO団体</p> <p>市関係各課</p>

第2章 生活支援サービスの充実

1 相談支援体制の充実

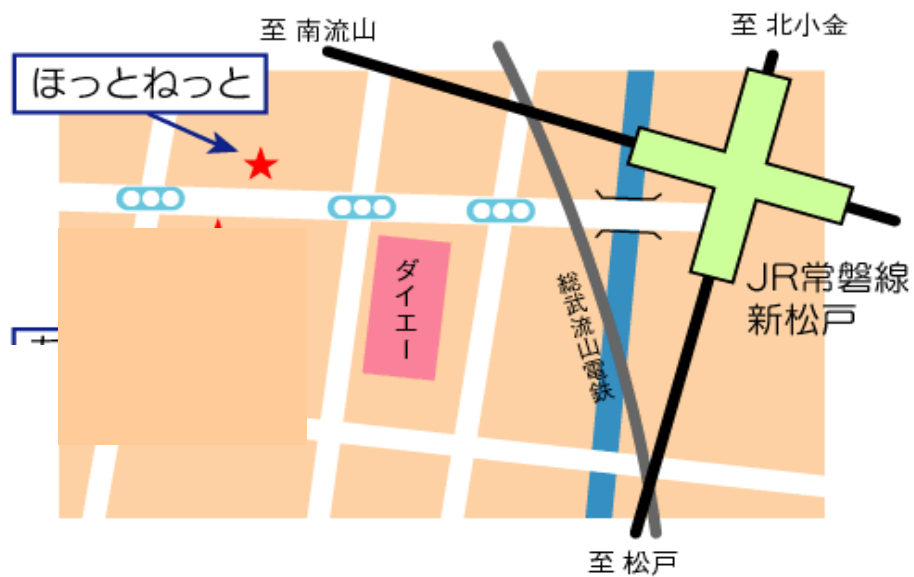
障害者が地域で安心して生活できる社会を目指し、生活上のさまざまな相談に応じるために、相談支援事業所の支援を継続しながら、相談支援体制の充実を進めます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
20	障害者への相談支援体制の充実	<p>障害者の包括的支援をするために、市内の地域ごとに相談支援事業所を3か所設置し、障害者本人及びその家族が身近な場所で日常生活の様々な課題について、無料で相談ができるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内相談支援事業所（3か所） <ul style="list-style-type: none"> 西深井地域生活支援センターすみれ（北部地区担当） 相談支援センターまほろば（東部地区担当） 南部地区相談支援センター（南部地区担当） <p>また、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所や必要に応じ障害者相談員、地域自立支援協議会の等の関係機関との連携強化を図ります。そして、流山市に生活する障害者支援の相談の充実を進めることにより、障害者が地域で安心して生活をしていくための個々の障</p>	<p>障害者支援課 相談支援事業所 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 地域自立支援協議会</p>

		<p>害者の応じた支援を進めていきます。</p> <p>障害者虐待等の困難なケースに対応できる市外の相談支援事業所として、沼南育成園サポートセンター（柏市）との連携を図ります。</p> <p>【参照 P101 相談支援事業】</p>	
2.1	障害者相談員の活用	<p>障害者ご本人又はその保護者である障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）を活用し、障害者の日常生活の悩みなどの相談支援を行います。</p> <p>身体障害者相談員 7人 知的障害者相談員 2人</p>	<p>身体障害者相談員 知的障害者相談員 障害者支援課</p>
2.2	中核地域生活支援センターとの連携	<p>地域福祉の推進を図るために健康福祉センターごとに設置されている中核地域生活支援センターとの連携を図り、専門的な相談や困難事例の支援を行います。</p>	<p>中核地域生活支援センター 障害者支援課</p>

< 中核地域支援センターほっとねっと >



2 権利擁護の推進

障害者が地域での自立を目指す中で、遭遇する不利益や権利の侵害に対応するため、事業者や学校、地域相談員等との連携によりセーフティネット機能を高め、障害者虐待防止法を踏まえて、地域の見守り体制づくりを目指します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
23	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発	<p>全国初の障害者の権利に関する条例の趣旨の普及・啓発のためのパンフレットを配布し、障害者にやさしいまちづくりを目指します。</p> <p>地域相談員 10人(千葉県委嘱)</p>	<p>地域相談員 障害者支援課</p>
24	障害者差別解消法の普及・啓発	<p>平成25年6月に公布された障害者差別解消法に基づき、流山市の障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本的な方向を定める「基本方針」及び当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示す「対応要領・対応指針」の策定に取り組み、その普及・啓発を推進します。</p>	<p>障害者支援課</p>
25	成年後見制度	<p>講演会や相談会の実施により成年後見制度の普及・啓発を図ります。(成年後見制度活用促進事業)</p> <p>障害により物事の判断が不十分で家族の支援が受けられない場合、障害者の権</p>	<p>介護支援課 障害者支援課</p>

		<p>利を守る支援を行います。</p> <p>【参照 P101 相談支援事業】</p>	
26	<p>障害者虐待防止 対策</p>	<p>障害者虐待防止法に規定された障害者虐待防止センターを障害者支援課内に設置しています。</p> <p>障害者に対する養護者、施設従事者、使用者からの虐待の通報・届出があった場合は早期に事実確認を行い、必要に応じて本人の一時保護等の安全確保と不安解消を第一に早期解決を行います。</p> <p>また、障害者虐待防止センターのPRに合わせて障害者虐待防止の理解促進を進めます。</p> <p style="text-align: center;">障害者虐待防止法の目的</p> <p>障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p>	<p>障害者支援課 (障害者虐待防止センター)</p>

3 文化・スポーツ活動の推進

障害者がスポーツやレクリエーション事業、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。

障害者一人ひとりが日常生活や家庭生活を主体的に営むための前提となる心身の健康の維持・増進が必要です。スポーツ活動は、障害者の身体的・肉体的機能を向上させるとともに身体の活性化を促すため感情にプラスに作用し、文化活動は、知的充足感や達成感から精神的な安定をもたらします。また、スポーツや文化活動を通じて、障害者同士又は障害者と支援者等の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
27	各種スポーツ大会への参加促進	障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、障害者団体と連携し、県障害者スポーツ大会等への参加を促進します。	障害者支援課 生涯学習課
28	障害者レクリエーション活動の推進	身体障害者福祉センターが中心となり、障害者団体と連携し、障害者が楽しめる講座や行事を企画し、誰もが参加できる行事を実施します。	身体障害者福祉センター 障害者支援課
29	障害者の文化活動の推進	身体障害者福祉センターで行われている講習会等をきっかけに、文化活動への関心を高められるよう情報を提供します。	障害者支援課 生涯学習課 公民館

4 在宅福祉サービスの充実

本市の障害福祉のサービス見込量等を盛り込んだ平成27年から29年度の3年間の計画期間とする第4期障害福祉計画において、障害者が地域で生活するために不可欠なサービス支給量を確保し、それに必要な財源の確保を確実にを行うため、第5次障害者計画と一体的に推進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
30	在宅福祉サービスの充実	障害者の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスやその他障害福祉サービスの充実に努めます。	障害者支援課
31	短期入所施設の整備促進	介護者の急病、冠婚葬祭、レスパイトケアに対応し、介護者の介護負担を軽減するため、短期入所施設の整備を進めます。 【参照 P97 日中活動系サービス】	障害者支援課



5 居住の場の充実

誰もがその人らしく地域で暮らすことができることを基本に、障害者が地域で安心した生活できる施策を進める必要があります。

障害を持った子の親亡き後の不安を解消のために、重度障害者のためのグループホームや生活介護施設の整備と充実を図るために建設費を助成し、家賃の補助を行い利用者の負担軽減をすると共にホーム運営の支援を進めます。また、施設入所者が地域で自立した社会生活を営むことができるよう地域生活への移行を進めます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
32	グループホームの整備促進	<p>障害者が将来にわたって住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、居住の場であるグループホームの整備が必要です。</p> <p>保護者の高齢化とともに、親亡き後の不安解消のため、早急に新たなグループホーム等を整備する必要があります。</p> <p>グループホーム建設に係る整備費を助成するほか、設立を考えている団体に対しては準備から完成まできめ細かく相談支援を行います。</p> <p>【参照 P99 共同生活援助】</p>	障害者支援課 障害者支援施設
33	グループホーム運営の安定と利用促進	<p>流山市が援護する障害者が入居したグループホームに対して、市が運営費の補助を行うことにより経営を安定させ、利用の促進や支援の充実を図ります。</p> <p>また、流山市が援護する障害者が、入</p>	障害者支援課

		<p>居したグループホーム等に負担した家賃の2分の1(25,000円限度)を、市が補助することで、利用者の負担軽減を行い、利用の促進と支援の充実を図ります。</p> <p>【参照 P114、115 グループホーム入所者家賃補助(補足給付) 流山市グループホーム等入居者家賃補助】</p>	
--	--	---	--



第3章 生活環境の整備

1 道路・交通のバリアフリー化の促進

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の移動しやすい交通対策を推進します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）に沿った公共交通機関の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。

障害者が地域で生活するための基本的整備である歩道や交通のバリアフリー化を推進します。また、ユニバーサルデザインを取り入れた考え方を推進します。

--

	事業名	事業内容と目標	実施主体
34	公共交通のバリアフリー化	路線バス車両の低床化について、バス事業者に働きかけます。	都市計画課
35	歩行空間のバリアフリー化	歩道の段差、傾斜、勾配の改善や点字ブロックの設置に努めます。 また、既存工事に併せて車椅子の通行にも配慮した工事の実施に努めます。 歩道幅を2メートル以上に広げ、車椅子も通れる歩道整備を検討します。	道路管理課 道路建設課
36	市街地の整備	つくばエクスプレス沿線整備事業について、障害者が安全で生活しやすい道路や歩道整備を進めています。	まちづくり推進課

2 公共施設のバリアフリー化の促進

高齢者や障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい居住環境づくりや既存施設等の改修を図り、バリアフリー化を促進し、障害者の活動の範囲を広げ、生活の質を高めます。

まちづくりにあたっては、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に沿って環境を整備します。

住み慣れた地域で誰もが自分に適した暮らしができるよう、住宅改修を促進し、障害の特性に応じた住まいの確保を支援します。

施策の展開			
	事業名	事業内容と目標	実施主体
37	既存施設のバリアフリー化	既存の公共施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。 階段に手すりやノンスリップの設置を促進します。	各関係課



3 防災・防犯対策の推進

災害の際に障害者が安全に避難できる情報伝達体制を図り、地域の支援体制の確立に努めます。

関係機関と連携し、地域の防犯に対する啓発活動を展開します。

防災・防犯対策においては、「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づく地域の身近な自治会等を中心とした見守り体制が必要です。

そのため、地域の自治会を単位とした支援体制を整備します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
38	地域防災体制の充実	<p>大規模な災害が発生した場合は、「流山市災害対策本部」を設置して、災害対策活動を行います。</p> <p>災害時には、「安心メール」等により聴覚障害者等に避難情報や被害情報の提供を行います。</p> <p>自治会等による防災訓練に当事者自らの参加を積極的に推進します。</p>	<p>コミュニティ課</p> <p>防災危機管理課</p> <p>障害者支援課</p>
39	災害時の支援体制の整備	<p>家族や身近な支援者の協力により障害者が災害に遭遇した時の避難体制を整備します。</p>	<p>社会福祉課</p>
40	地域防犯体制の推進	<p>自治会等による地域での防犯パトロールに当事者自らの参加を積極的に推進します。</p>	<p>コミュニティ課</p>

第 4 章 子育て・教育の充実

1 保育・就学前教育の充実

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等の効果があることから、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、幼稚園・保育所等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。

障害を早期に発見し、保護者が適切な療育を受けられるような体制の整備に努めます。また、児童福祉法第 7 条に規定される児童発達支援センターを整備し、児童福祉法第 6 条に規定するサービスについては、子どもをみんなで育む計画に位置付けます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
41	児童発達支援センターの充実	<p>身近な地域の障害児支援の専門機関として、通所利用の障害児支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や保育所等の施設に通う障害児に対して施設を訪問して支援するなどの地域支援に対応する中心的施設です。</p> <p>(1) 児童発達通所支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つばさ学園 30人 ・児童デイつばさ 10人 <p>(2) 相談支援事業</p> <p>心身の成長や発達に心配のある乳幼児及び児童に対して、専門的かつ総合的な相談を行い、障害児の早期発見、早期療育に努めることを目的としています。ま</p>	障害者支援課 児童発達支援センター

		<p>た、相談、面接、診察など総合的な相談をし、利用者が社会的自立と地域生活が有効に行えるための「サービス等利用計画書」を作成します。また、特定相談支援事業所の指定を受け相談支援の充実を図ります。</p> <p>(3) 保育所等訪問支援事業 保育所、幼稚園等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所、幼稚園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児本人又は訪問先スタッフに対して、訪問スタッフが直接を施設訪問し、支援を行います。</p> <p>また、引き続き障害児等療育支援事業(県委託事業)を行います。</p> <p>(4) 幼児ことばの相談 幼児期の発語の遅れや発音、吃音の状態に対して言語聴覚士が専門的立場から症状の解消は軽減を行います。</p> <p>【参照 P111～113 児童発達支援 医療型発達支援 放課後等デイサービス 保育所 等訪問支援 障害児相談支援】</p>	
42	健常児との交流事業の推進	<p>保育所等の健常児と交流を行い、集団活動をとおして社会性・対人性の向上を目指していきます。</p> <p>また、幼稚園、保育所との並行通園児には、当該園との情報を共有し、対象園児のサポートを強化します。</p>	障害者支援課 児童発達支援センター

2 学校教育の充実

障害の状態を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が求められています。特別支援教育の内容の充実、サポート体制の充実を図ると共に障害のない子と交流できるような教育を推進します。

障害のある児童・生徒に対して的確な教育・相談・指導を行なう体制と施設整備に充実に努めます。

特別支援教育機関との連携協力を促進するとともに、研修・研究の機会を拡充し、教職員の資質の向上に努めます。

教育・療育施設においては、障害の有無に関わらず様々な人々が、適切なサービスが受けられ、また、利用する公共的施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
43	特別支援教育体制の推進と充実	特別支援教育を必要な児童が支援を受けられるように、支援システムとして特別支援学級、通級指導教室（言語指導、情緒指導、難聴指導、学習障害等指導）を市内小・中学校に設置しました。 障害の状態を踏まえ一人ひとりの特別のニーズに応じた支援を行います。 また、特別に支援が必要な児童や生徒に適切な教育支援が出来る「学習サポート教員・指導員」の確保し、体制の充実を図ります。	指導課

44	学びのつながり 支援の充実	幼児教育から小学校への円滑な移行が出来るように、市内各学校の特別支援学級、通級指導教室の授業見学を実施しています。幼児教育から小学校教育への成長理解と教育理解を図ります。	指導課
45	教育・療育施設の 充実	児童生徒の発達や障害に即した特別支援教育の充実には、学びの環境づくりが大切です。ユニバーサルデザイン化を推進します。	教育総務課 障害者支援課



第 5 章 就労支援・雇用の促進

1 就労支援から雇用へ

自立を促進するため、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。

市では、就労支援センターを設置し障害者の就労に積極的に取り組んでいます。また、障害者が継続して就労できるように就職後も支援を行い障害者の雇用の定着を図ります。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
46	就労施設利用者の支援	<p>就労移行支援及び就労継続支援を受ける施設利用者の利用費の助成と障害者支援施設に通所している障害者の交通費助成を行います。</p> <p>【参照 P116 流山市障害者支援施設等通所交通費助成 流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成】</p>	障害者支援課
47	就労継続支援施設の整備	<p>就労継続支援 B 型施設の充実を進めます。また、就労継続支援 A 型施設の整備に努めます。</p> <p>【参照 P97 日中活動系サービス】</p>	障害者支援課

48	就労支援センターの充実	<p>就労を希望している障害者に対して、職業準備訓練・就労支援・職場定着支援・就労相談などを行い障害者の自立を進めます。</p> <p>利用定員 10人</p>	障害者支援課
49	就労・雇用機会の充実	<p>市役所をはじめ企業の就労・雇用機会の拡充に努めます。</p> <p>また、職場実習の受け入れ企業の拡充を図り、雇用の定着に努めます。</p>	<p>人材育成課 障害者支援課 商工課</p>
50	物品調達の推進	<p>「障害者優先調達推進法」に基づき障害者福祉施設からの物品および役務を調達することで、障害者の雇用の確保、工賃の向上に努めます。</p>	障害者支援課



<集中してます！！就労支援施設での作業の様子>
流山市さつき園にて

第6章 保健・医療の充実

1 健康づくりの推進

流山市では、平成19年1月に「健康都市流山市」の宣言を行い、世界保健機関(WHO)が進めている健康都市プログラムに参加し、従来のように保健・医療分野だけで個人ごとの健康を図るのではなく、生活環境や地域社会での市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進するために、様々な分野で施策を進めています。

疾病の予防、早期発見や早期治療を目的とした健康づくりを推進するため、母子保健・成人保健・精神保健対策の充実及び関係機関との連携を図ります

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
51	障害者の検診体制の充実	障害者に配慮した検診体制や健康相談、健康教育の実施に努めます。	健康増進課
52	医療福祉サービスの充実	障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度により、自己負担を軽減することや重度障害者医療費の現物給付化に伴い助成制度の改正を行います。 【参照 P117 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成】	障害者支援課



第7章 情報・コミュニケーションの推進

1 情報バリアフリー化の推進

障害者に配慮したIT（情報通信技術）利用を支援し、情報のバリアフリー化を推進します。視覚障害者用音声読取装置やパソコンの周辺機器等の助成をします。

ITの進展により、障害者の状態に応じた活用の促を図り、情報提供の充実を図ります。

障害者の状態に応じた情報活用能力の向上のため、研修・講習会を開催します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
53	IT利用の推進	障害者のためのパソコン講習会を開催します。	障害者支援課
54	IT関連の日常生活用具の給付	上肢機能障害者や視覚障害者のための、パソコンの周辺機器や専用ソフトのITに関わる日常生活用具を給付します。	障害者支援課



2 コミュニケーションの充実

聴覚障害者等の自立と社会参加を図るため、日常生活の基本であるコミュニケーションが相互にできるよう支援体制の充実を図ります。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
55	手話通訳者の養成	手話通訳を必要とする聴覚障害者のニーズに応えるため、手話通訳のできる人材を養成します。	障害者支援課
56	要約筆記奉仕員の養成	要約筆記を必要とする中途失聴者のニーズに応えるため、要約筆記のできる人材を養成します。	障害者支援課
57	手話・要約筆記の普及	聴覚障害者の理解や交流を深めるため、手話・要約筆記の講座の開催や手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を充実させ、普及に努めます。 【参照 P102 コミュニケーション支援事業】	障害者支援課
58	手話通訳者の設置	障害者支援課内に手話通訳者を設置し、各種手続き、相談等の情報保障及び聴覚障害者とのコミュニケーションの充実に努めます。 【参照 P102 コミュニケーション支援事業】	障害者支援課

第4期 流山市障害福祉計画

第3編 障害福祉計画

評価と見込量



<太鼓楽しい！！つばさ学園夏祭り>

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国の「障がい者制度改革推進本部」等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講ずるために、平成 25 年 4 月よりこれまでの自立支援法から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が制定され、新たに発達障害、高次脳機能障害、難病を患っている障害者に対して、自立支援給付のサービスが利用できるようになりました。

このような状況に対応して障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、障害者自立支援法において市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられたものです。

2 計画の位置付け

障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として定めるものです。このため、目標設定は国の指針、県の目標を踏まえたものとします。

3 流山市障害者計画との関わり

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条に基づく障害者計画として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものであり、「流山市障害福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として、流山市の障害福祉サービスについて、目標数値を中心にまとめたものです。



4 基本的理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去を資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げます。

共生社会においては、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち 流山」を基本理念とします。

5 目的

「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）であり、また「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体の実施するものです。

この計画では、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の生活支援サービスの種類と数値目標を定め、障害者福祉施策を推進することを目的とします。

6 計画の期間

「流山市障害福祉計画」の計画期間は平成18年度から平成29年度とし、平成18年度から平成20年度までを第1期計画とし、平成21年度から平成23年度を第2期計画とし、平成24年度から平成26年度を第3期計画とし、平成27年度から平成29年度を第4期とします。

7 P D C Aサイクルの活用

(1) P D C Aサイクルの導入

第5次流山市障害者計画・第4期障害福祉計画策定にあたっては、P D C Aサイクルを取り入れた策定を行います。

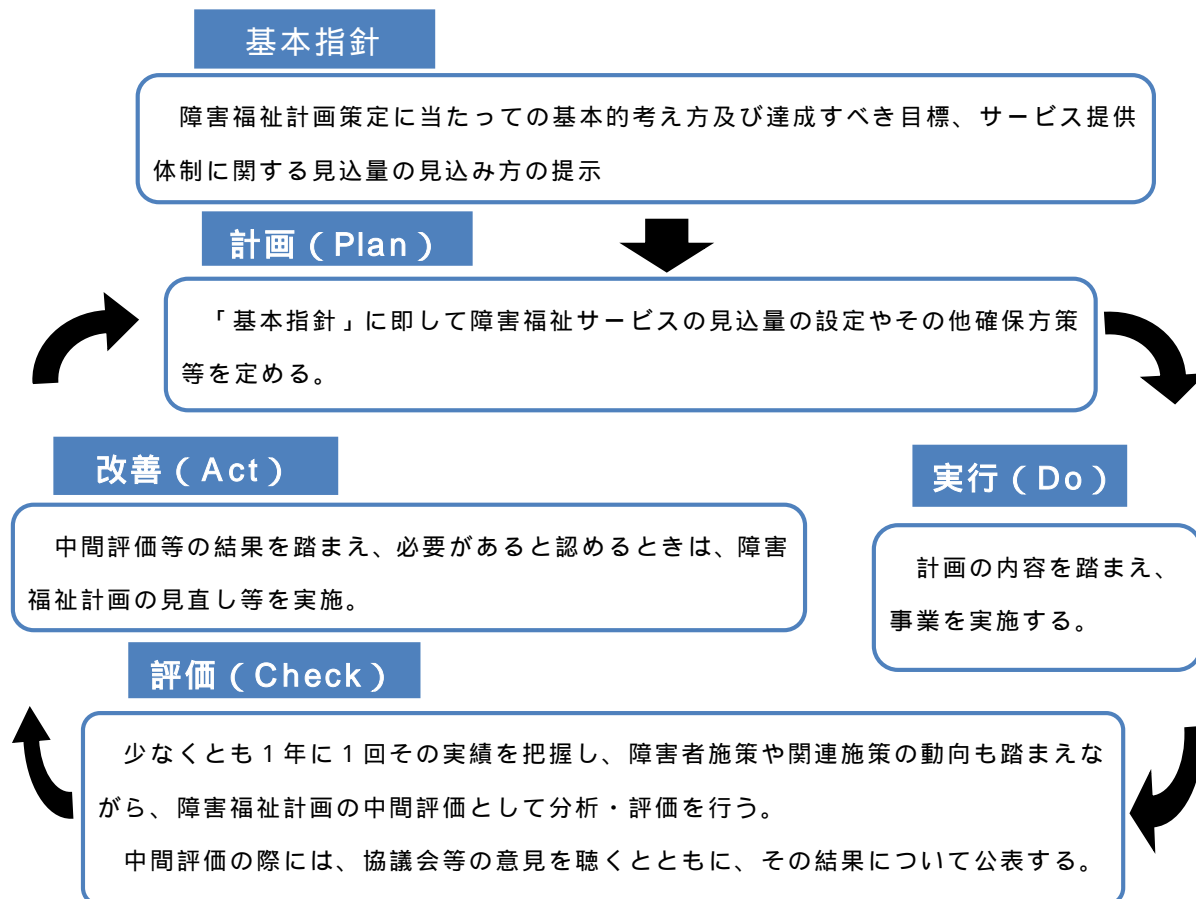
(2) P D C Aサイクルの必要性

計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

流山市の場合、流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会が、そうした話し合いの場となります。

(第4期流山市障害福祉計画におけるP D C Aサイクルのプロセスのイメージ)



第2章 第3期障害福祉計画の評価

1 主な制度の変遷

- (1) 自立支援給付の支給決定のプロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと、大幅に拡大されました。また、サービス等の利用状況と計画の見直しのために一定期間を定めて「モニタリング(継続サービス利用支援、継続障害児利用援助)」が実施されることとなりました。(平成24年4月1日)
- (2) 障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関して「障害者虐待防止法」が施行されました。(平成24年10月1日)
- (3) これまでの障害者自立支援法に変わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病、発達障害、高次脳機能障害が追加されました。(平成25年4月1日)
- (4) 身体障害者手帳に該当しない18歳未満の聴覚障害児のために「軽度・中等度難聴児補聴器等購入費助成制度」が施行されました。(平成25年4月1日)

2 自立支援給付事業の変遷

- (1) 視覚障害者の移動介護(地域生活支援事業)が同行援護(介護給付)に変わりました。(平成23年10月1日)
- (2) 児童福祉法に基づく通所サービスの実施主体が身近な市町村変更され、居宅サービスと通所サービスの一体的な提供も可能となりました。(平成24年4月1日)
- (3) 児童デイサービスが放課後等デイサービスに変更となり、併せて保育

所等訪問支援が創設されました。(平成24年4月1日)

(4)「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身状態に応じて必要とされる標準的度合いを示す「障害支援区分」に改められました。(平成26年4月1日)

(5)重度訪問介護対象者が知的障害者、精神障害者へも拡大されました。(平成26年4月1日)

(6)ケアホーム、グループホームを一元化し、介護の提供については、グループホーム事業者が自ら行う「介護サービス包括型」と外部の居宅介護事業者に委託する「外部サービス利用型」のいずれかの形態を事業者が選択する仕組みに変わりました。(平成26年4月1日)

(7)重度心身障害児(者)施設として、東葛6市による東葛医療福祉センター「光陽園」が開設しました。(平成26年4月1日)

3 地域生活支援事業の変遷

(1)流山市地域自立支援協議会の3つの専門部会、相談支援部会、就労支援部会、地域生活支援部会に権利擁護部会を加え、4部会体制としました。(平成25年度)

(2)相談支援事業所として今まで1か所であった北部地区の「地域生活支援センターすみれ」に加え、東部地区に「相談支援センターまほろば」が設置されました。(平成26年4月1日)



4 各事業の実績

各表の数値は平成24、25年度については実績値で、平成26年度については見込額です。()内は第3期計画策定時の見込数値です。

各表の事業費は円単位で表示しています。なお、平成24、25年度については実績額、平成26年度については見込額となっています。

(1) 自立支援給付事業の実績

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の4つの分野の実績となります。サービス事業所は、障害全てに対応している事業所となります。

「訪問系サービス」

訪問系サービスについて障害者手帳所持者の増加を踏まえ、年々増加傾向にあります。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延時間 / 月	1,836 (1,750)	2,182 (1,841)	2,494
	実人数 / 月	79 (67)	97 (70)	116
	事 業 費	70,853,258	92,336,356	162,668,629
同行援護	延時間 / 月	259	327	374
	実人数 / 月	16	20	22
	事 業 費	5,876,900	7,630,912	13,747,074

「日中活動系サービス」

日中活動系サービスについて、月延日数、月実人員がともに自然増等で大きな増加はみられません。また、自立訓練（生活訓練）については、「多機能型事業所マーレ」と「多機能型事業所ステップ」の2事業所が開設したことにより利用者が増え、自立生活訓練のために利用する方が増加しています。

ア 生活介護

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
生活介護	延日数 / 月	2,858 (2,576)	2,982 (2,631)	3,160
	実人数 / 月	139 (143)	147 (146)	158
	事 業 費	379,202,810	390,965,796	425,073,640

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
自立訓練 (機能訓練)	延日数 / 月	14 (26)	23 (26)	23
	実人数 / 月	1 (2)	1 (2)	1
自立訓練 (生活訓練)	延日数 / 月	197 (65)	406 (67)	434
	実人数 / 月	12 (4)	30 (4)	31
事 業 費		14,307,602	26,819,103	40,691,124



ウ 就労移行支援

就労移行支援事業所として、市内では「マーレ」、市外では「ウェルビー」、「ウイングル」が増加したことにより、ここ数年は予想よりも大きく増加しています。

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
就労移行支援	延日数 / 月	525 (117)	482 (118)	510
	実人数 / 月	24 (7)	29 (7)	30
	事業費	42,835,101	49,688,627	56,510,030

エ 就労継続支援

就労継続支援 A 型として、市外では我孫子市に「ハッピーストリート」、「ハッピーアベニュー」、柏市に「ハッピーウェイ」、「夢の笛」、松戸市に「CBS」が開設されたことと、市内の「南天の木」、「さつき園」、「初石工房」、「アモール」、「かたぐるま」の就労継続支援 B 型施設への移行も進み、事業者が増え充実してきたことにより、月延日数、月実人員は当初の見込み量より大きく増加しています。

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
就労継続支援 (A 型) 雇用契約有	延日数 / 月	216 (40)	321 (60)	420
	実人数 / 月	11 (2)	16 (3)	21
就労継続支援 (B 型) 雇用契約無	延日数 / 月	2,144 (1,650)	2,616 (1,716)	2,844
	実人数 / 月	120 (100)	146 (104)	158
事 業 費		179,607,087	222,133,540	278,626,005

オ 療養介護

平成24年度の制度改正により、医療型障害児入所施設が年齢により区分され、18歳以上の利用者が療養介護の適用者となりました。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	延日数 / 月	182 (0)	184 (300)	240
	実人数 / 月	10 (0)	9 (10)	8
	事業費	21,271,754	18,998,220	25,195,261

カ 障害児に関するサービス

平成24年度児童福祉法の改正により、自立支援法による児童デイサービスが無くなり、新たに障害児の支援の充実を図るために「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」等、質の高い支援が提供されるようになりました。

児童デイサービスにおいては、平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援に変更となりました。

児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	延日数 / 月	652	694	708
	実人数 / 月	49	55	59
事業費		79,381,980	83,471,012	85,438,080

放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
放課後等デイサービス	延日数 / 月	167	346	368
	実人数 / 月	28	43	46
	事 業 費	15,487,464	32,771,414	41,871,060

保育所等訪問支援

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
保育所等訪問支援	延日数 / 月	0	1	2
	実人数 / 月	0	1	2
	事 業 費	0	54,846	218,400

医療型児童発達支援については、実績はありません。

キ 短期入所（ショートステイ）

ここ数年は利用日数及び利用実人数については微増ですが、保護者の急な疾病、冠婚葬祭等の緊急時に対応する事業であることもあり、年度ごとの利用日数や人数にばらつきがあります。

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
短期入所 （ショートステイ）	延日数 / 月	330 (210)	381 (218)	420
	実人数 / 月	62 (49)	66 (51)	70
事 業 費		34,930,623	39,395,842	45,918,768

「居住系サービス」

居住系サービスについては、現入所者の1割以上を地域での生活に移行することを目標とするため、その受け皿となる共同生活援助（グループホーム）等の居住支援の場を確保していけるよう関係事業所に働きかけを行います。

ア 施設入所支援

施設等の入所希望者は保護者の高齢化とともに増えてきてはいますが、入所施設自体は増えていないことや空きがあれば待機者が入所するため大きな増減はみられません。

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
施設入所支援	実人数 / 月	65 (71)	64 (69)	61
	事 業 費	78,610,608	79,890,180	80,217,052

イ 共同生活介護、共同生活援助

市内のグループホーム、ケアホームの利用者数は増加傾向にあります。また、障害者の保護者からは、親なき後の生活の場として望む声が多く、今後はより一層の充実が必要です。

事業名	単 位	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
共同生活介護 ・ 共同生活援助	実人数 / 月	56 (60)	67 (80)	75
	事 業 費	80,941,051	93,161,410	109,422,663

ウ 補装具費の給付件数

補装具は主に身体障害者を補うための身に付ける用具を指し、身体障害者手帳所持者の増加にともない、交付件数及び修理件数が増加傾向にあります。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
補装具費 の給付	義肢	9	10	11
	装具	86	92	101
	補聴器	66	86	95
	車椅子	40	47	52
	その他補装具	63	70	77
	合計	264	305	336
	事業費	20,340,229	25,643,640	29,335,344

エ 自立支援医療給付

更生医療（18歳以上）については、健康保険の高額療養費制度の充実もありそれほど伸びていませんが、育成医療（18歳未満）については、平成25年度より県から市へ権限移譲がなされ、市が支給決定を行うこととなり増加傾向にあります。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援 医療給付	更生医療実人数	81	76	62
	育成医療実人数	0	49	51
事業費		114,520,026	125,605,139	127,286,708

「計画相談支援（サービス等利用計画の作成）」

平成27年度からは、サービス等利用計画（ケアプラン）の作成が必須となってくることから今後もより一層の増加が見込まれます。

事業名	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	実人数 / 年	162	390	648
	事業費	2,243,189	5,575,551	9,263,808



(2) 地域生活支援事業の実績

ア 相談支援事業

一般相談支援の一部を外部相談支援事業所に委託し、三障害に対する相談支援を実施してきましたが、年度によりばらつきがみられ、目標値よりも少ない件数となっています。今後、より身近な場所で相談できるよう委託相談支援事業所を増やしていく必要があります。

成年後見制度利用支援事業については、年間1件程度の利用状況です。

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託障害者相談支援	事業所数	2 (2)	2 (2)	3
成年後見制度利用支援	利用者数	1 (1)	1 (1)	1

イ コミュニケーション支援事業

手話通訳、要約筆記の需要増により、派遣件数は増加しているが、見込み量を下回ったものとなっています。

登録者については、毎年、手話通訳者、要約筆記奉仕員養成研修会を実施しているが、資格取得には長期研修と県による試験に合格する必要があることから見込み量を下回ったものとなっています。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	派遣件数	323 (463)	408 (500)	585
	事業費	2,335,325	2,624,300	3,032,000

手話通訳者・要約筆記奉仕員登録者数

内 訳		平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者	登録者数	7 (10)	7 (15)	8
要約筆記奉仕員	登録者数	10 (13)	6 (16)	6

ウ 日常生活用具

ストマ、紙おむつ等補装具であったものが、日常生活用具の排泄管理用具の取り扱いに変更となったことから、実施件数が大きく増加しました。

内 訳	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
	実施件数	実施件数	実施件数
介護・訓練支援用具	11 (9)	10 (10)	11
自立生活支援用具	17 (21)	23 (22)	24
在宅療養等支援用具	35 (30)	28 (32)	29
情報・意思疎通支援用具	25 (33)	33 (34)	34
排泄管理支援用具	2,240 (160)	2,330 (162)	2,474
住宅改修費	12 (3)	10 (4)	11
事業費	26,704,725	27,490,492	29,139,921

エ 移動支援事業

事業所数も増えたことにより、利用し易くなったことや知的障害者、精神障害者の増加のため利用者数が伸び、見込み量を大きく上回ったものとなっています。

事業名		平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
移動支援事業	事業所数	25 (17)	26 (18)	28
	利用者数	60 (33)	74 (33)	78
	延利用時間数	5,580 (3,341)	5,746 (3,420)	5,918
	事業費	12,669,456	12,768,908	13,151,975

オ 地域活動支援センター事業

全体として利用者数は増加傾向にあります。

(型・ 型・ 型のサービス内容については、P 9 1 を参照)

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
型	事業所数	1 (1)	1 (1)	1
	利用者数	62 (97)	82 (98)	81
型	事業所数	1 (1)	1 (1)	1
	利用者数	42 (37)	38 (38)	38
型	事業所数	3 (4)	3 (6)	12
	利用者数	42 (70)	39 (91)	44
事業費		13,500,000	12,125,000	37,220,000

カ 日中一時支援事業

事業所数は見込み量を上回りましたが、利用者数については、同様のサービスである「放課後等デイサービス」が新たな事業として始まったことから見込み量を下回ったものとなっています。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	事業所数	22 (18)	23 (18)	24
	利用者数	131 (152)	139 (161)	144
	事業費	36,532,799	36,320,433	37,953,563

キ 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスを利用する障害者は重度の障害者で、利用されている障害者は、固定されていることから横ばい状態となっています。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	事業所数	2 (3)	2 (4)	2
	利用者数	7 (7)	7 (8)	9
	事業費	3,420,950	3,679,350	4,588,500

ク 知的障害者職親委託制度

利用者は1名で固定されており、増減はありませんでした。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障害者職親委託制度	事業所数	1 (1)	1 (1)	1
	利用者数	1 (1)	1 (1)	1
	事業費	360,000	360,000	360,000

ケ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

当初、年間5人で見込み量を設定しましたが、利用者については毎年ばらつきがあります。

事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	利用者数	1 (5)	4 (5)	5
	事業費	100,000	400,000	500,000

第3章 障害福祉サービスの見込量

1 障害福祉サービスの数値目標

第4期障害福祉計画に係る国の基本方針の見直しにより、成果目標に関する事項（平成29年度までの国の基本方針）の数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。県はこの考え方を踏襲しており、流山市においても国・県の基本的理念を踏まえ目標を設定します。

（1）障害者の福祉サービスを一元化

障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度で提供することになりました。サービスは大きく分けて勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」となっています。

（2）利用の手続きや基準の透明化、明確化

障害支援区分の認定と支給

従来の「障害程度区分」から平成26年4月より障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援度合いを総合的に示す「障害支援区分（6段階）」の認定が行われ、これに基づき支給決定がされています。

計画相談支援

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等と連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

（3）サービス量と所得に応じた利用者負担

原則定率1割負担

食費や光熱水費が実費負担となり、サービスの量に応じた定率1割負担となっています。また、自立支援医療も1割負担となっています。ただし、いずれも所得に応じた負担上限月額が設けられます。

在宅福祉サービスの義務的負担化

従来、国が補助する仕組みであった在宅福祉サービスを含めて介護給付、訓練等給付の費用は、国が義務的に負担することになりました。

利用者負担

平成22年4月より非課税世帯は負担0円になっています。



< 朝の挨拶の練習風景！！C a f e & B a r オリゾンテ >

多機能事業所マーレ

所在地：流山セントラルパーク駅前

2 障害者総合支援法に基づくサービスの内容

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施するものです。内容は次のとおりとなっています。

(1) 自立支援給付 介護給付

サービスと内容		利用できる方
訪問支援系	居宅介護（ホームヘルプサービス） 入浴、排泄、食事、通院介助等の 身体介護 調理、洗濯、掃除等の家事援助	障害支援区分が区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態）である者
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を 総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方で、二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排泄ができない方 支援区分4以上
	重度障害者等包括支援 身体介護、家事援助及び外出介護を 総合的に行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 支援区分6
外出支援系	同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、移動の援護を行います。	視覚障害者で状態により身体介護を伴う場合と伴わない場合に分かれます。 支援区分2以上
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） 支援区分3以上
居住支援系	短期入所（ショートステイ） 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 支援区分1以上
	施設入所支援 施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護を行います。	身体障害者、知的障害者であつて、家庭内での介助が困難な方 50歳未満は支援区分4以上 50歳以上は支援区分3以上
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	身体障害者知的障害者、精神障害者 支援区分1または非該当

サービスと内容		利用できる方
日中活動系	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 支援区分6以上 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 支援区分5以上
	生活介護 常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 施設入所者は50歳未満支援区分4以上、50歳以上支援区分3以上 在宅等の方は50歳未満程度区分3以上、50歳以上支援区分2
	自立訓練（機能訓練） 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施。	身体障害者
	自立訓練（生活訓練） 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行う支援を実施。	知的障害者、精神障害者
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習を支援。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設。	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上が図れる障害者
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設。	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）
相談支援	計画相談支援 相談支援専門員が総合的な援助方針等踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援（移行支援・地域定着支援）を利用する全ての障害者
	地域移行支援 地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に長期入院している精神障害者
	地域定着支援 安定した地域生活が送れるように夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	居宅で単身生活をしている障害者等

自立支援医療費

サービスと内容		利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変更。	従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。

補装具費

サービスと内容		利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 盲人用杖、義眼、眼鏡 補聴器 義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	視覚障害者 聴覚障害者 肢体不自由障害者 で必要と認められる方

（２）地域生活支援事業

【必須事業】

サービスと内容		利用できる方
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、生活支援ワーカーへ相談事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
障害者成年後見申立事業	成年後見制度の利用 成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用の助成。	身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者
流山市奉仕員等養成研修事業	手話通訳者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員としての必要な技術等の習得のための養成研修の実施	聴覚障害者、視覚障害者及び音声言語機能障害者との交流並びに広報活動の支援者として期待される方
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援 手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置	聴覚障害者、音声・言語機能障害者

サービスと内容		利用できる方
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、 入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装 置、視覚障害者用拡大読書器	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障 害者
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲 人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工咽頭等、携帯用会話補助 装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室 への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
外出介護（移 動支援）事業	移動支援 地域での自立生活及び障害者の社会 参加（買い物、余暇活動等）のための 移動支援（注：通院介助は訪問支援系 の居宅介護となります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知 的障害者、精神障害者であって、単独で の外出が困難な方
地域活動支 援センター 事業	地域活動支援センター 型 「すみれ」 日常生活支援、創作活動、交流活動 等を行ったり、様々な相談に応じ、支 援や助言を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センター 型 「流山市身体障害者デイサービスセ ンター」 デイサービスセンターに通い、入浴、 給食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センター 型 「いろいろやハーモニー」 「エンゼルフラワー」 雇用されることが困難な在宅の心身 障害者が、自活に必要な訓練を行うと ともに、職業を得て自立した生活を送 ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

【任意事業】

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援事業	短時間の日帰り型の施設支援。	緊急時や一時的に家族での介助が困難等の方
訪問入浴サービス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての入浴サービス。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生から64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	流山市点訳奉仕会、流山市朗読グループにより、流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への朗読等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、手話通訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	運転免許取得 身体障害者、知的障害者 自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方



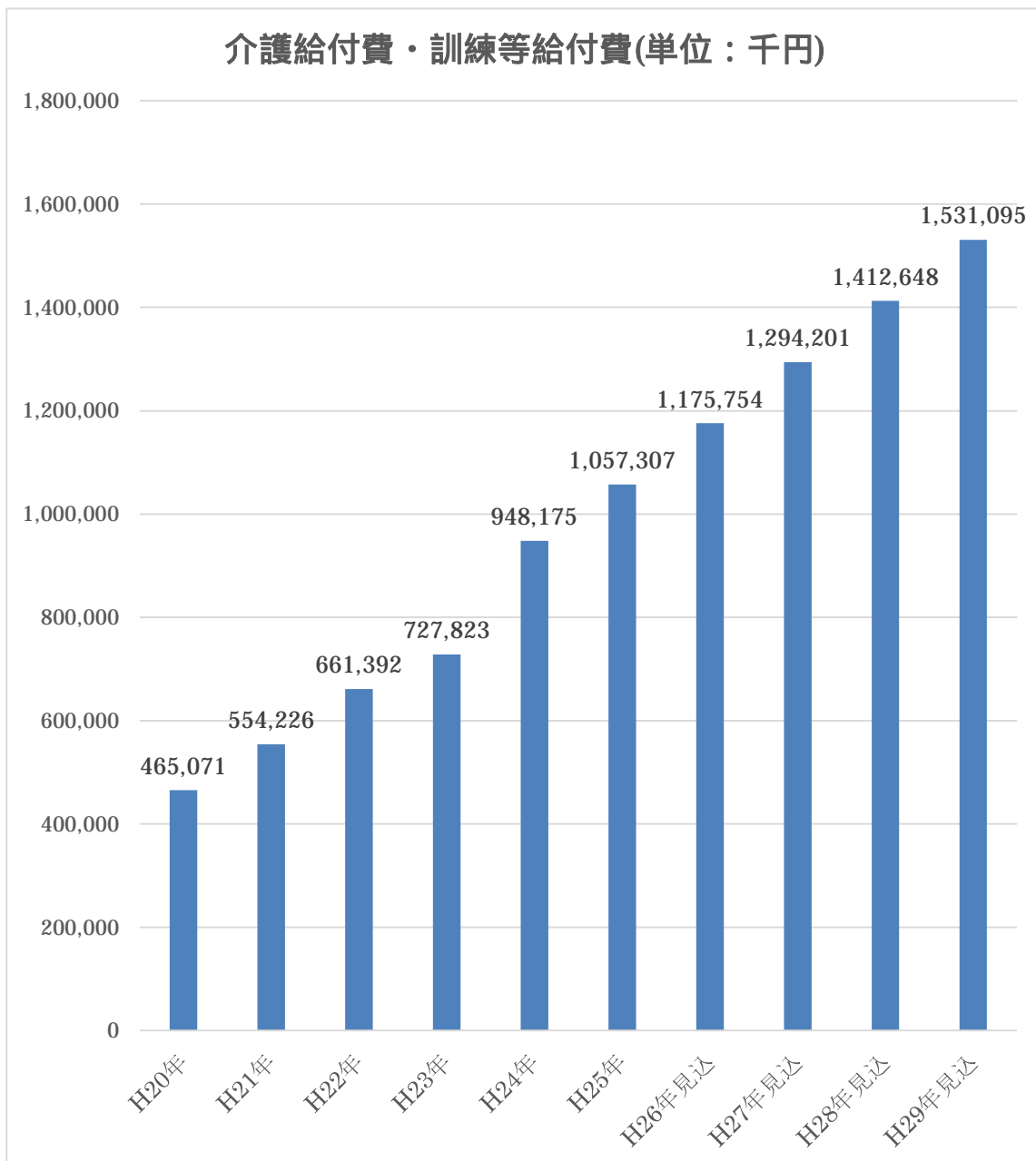
3 介護給付費・訓練等給付費の推移

第5次障害者計画の「第1章6心身障害者福祉費の推移と推計」で示した心身障害者福祉費の中でも、予算の半分を占める介護給付費と訓練等給付費の経費の伸びを示したものです。

平成25年度までは、毎年約11,844千円以上の増加となっています。平成24年度の伸びが大きい原因は、国の介護報酬単価の改定によるものです。今後も増加を示すと思われます。

介護給付費・訓練等給付費の支出は、平成20年度465,071千円から平成25年度1,057,307千円と5年間で約592,236千円の増加となっています。

(1) 介護給付費・訓練等給付費



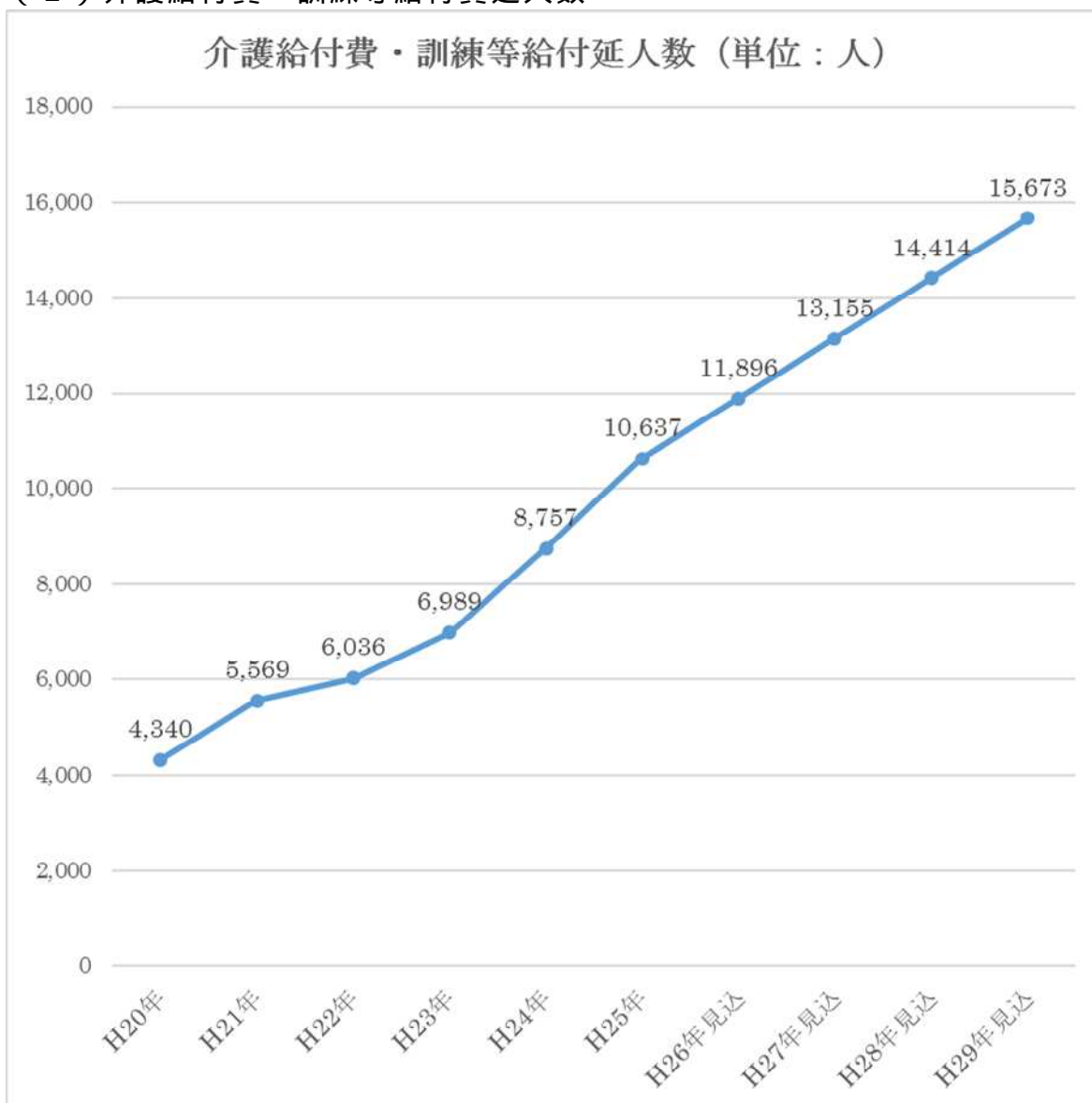
介護給付費・訓練等給付サービスを利用している障害者の延べ人数を表したグラフです。

平成25年度実績において延べ人数が1万人を超えています。

平成20年度4,340人だったものが平成25年度10,637人と5年間で6,297人増加となっています。

今後も利用者は、年平均1,259人程度増加すると推測されます。

(2) 介護給付費・訓練等給付費延人数



4 自立支援給付及び地域生活支援事業の見込量確保の方法

(1) 自立支援給付の見込量確保の方法

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」4つの分野ごとに見込みます。サービス事業者は、3障害全てに対応している事業者となります。

「訪問系サービス」

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行います。

具体的なサービスとしては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

事業に関する考え方

訪問系サービスについては、障害者が家庭において家族と一緒に暮らしたいという希望があり、障害者が地域で自立した生活をおくるために欠かせないサービス量の確保を図ることが必要です。

今後、施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、サービスを必要とする障害者が増加することとなります。今まで以上に重要性を増すサービスが提供できるような体制づくりを推進します。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
居宅介護	2,176	2,482	2,788	延時間 / 月
	128	146	164	実人数 / 月
重度訪問介護	604	604	604	延時間 / 月
	4	4	4	実人数 / 月
同行援護 (視覚障害者)	425	476	527	延時間 / 月
	25	28	31	実人数 / 月
行動援護	20	20	20	延時間 / 月
	2	2	2	実人数 / 月

見込量確保の方法

増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込量を確保するために、財源の確保が重要となることから、国及び県の補助金、特定財源、一般財源の確保に努めます。



<スーパーのカゴ洗浄作業頑張ります！！流山こまぎ園>

「日中活動系サービス」

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。

事業に関する考え方

日中活動系サービスとは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供します。計画相談支援を利用し、障害者にとって適切なサービスの提供をします。

見込量

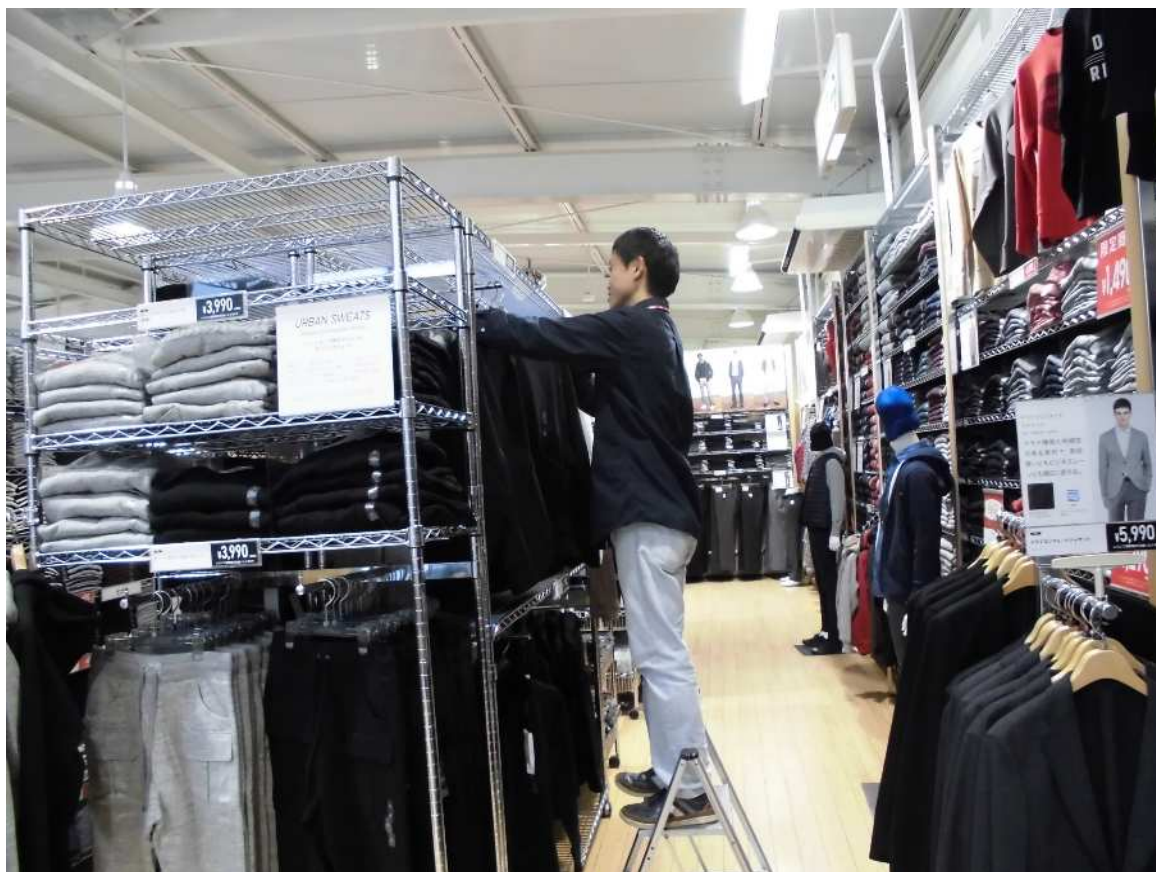
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
生活介護	3,380	3,600	3,820	延日数 / 月
	169	180	191	実人数 / 月
自立訓練 (機能訓練)	23	23	23	延日数 / 月
	1	1	1	実人数 / 月
自立訓練 (生活訓練)	448	462	476	延日数 / 月
	32	33	34	実人数 / 月
就労移行支援	527	544	561	延日数 / 月
	31	32	33	実人数 / 月
就労継続支援 (A型)	520	620	720	延日数 / 月
	26	31	36	実人数 / 月
	1	1	1	市内事業所数
就労継続支援 (B型)	3,060	3,276	3,492	延日数 / 月
	170	182	194	実人数 / 月
	8	9	10	市内事業所数
療養介護	270	300	330	延日数 / 月
	9	10	11	実人数 / 月
	1	1	1	関連施設数
短期入所 (ショートステイ)	444	468	492	延日数 / 月
	74	78	88	実人数 / 月
	1	1	2	市内施設数

見込量確保の方法

本市においては、日中活動系サービス事業所が少ない状況にあり、引き続き障害福祉にかかる事業所に施設整備を働きかけていきます。

日頃から日中活動系サービス事業所及び相談支援事業所等と連絡を密にし、空き情報等の把握に努め通所希望には対応していきます。

市内の生活介護施設については、つつじ園60人分とコスモス10人分が確保されています。今後は更に10人が利用できる施設整備を図ります。短期入所については、市内では8人分が確保されています。今後は更に8人が利用できる施設整備を図ります。



< 衣料品販売店に就職して頑張っています！！ >

写真提供：流山市就労支援センター

「居住系のサービス」

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供します。具体的には従来からの施設入所支援があり、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）については、平成26年度からは、訪問介護も利用できる共同生活援助（グループホーム）への一元化が図られました。

事業に関する考え方

平成26年4月現在、市内にあるグループホームの施設数は35箇所あり、年々増加していますが入所施設に変わる地域の中の生活の場として、より一層の整備が必要となっています。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
施設入所支援	60	59	58	実人数 / 月
共同生活援助 (グループホーム)	77	87	107	実人数 / 月

見込量確保の方法

市内の知的障害者中心のグループホームの施設整備の具体的な時期は、平成27年度から準備を進める予定です。なお施設整備に係る費用については、国の補助金制度を活用し、平成28年度から整備を開始できるよう進めていきます。

施設の規模としては、約30名が利用できるグループホームの整備を図る予定です。今後、多額の整備費用が必要と見込まれ、市も整備促進について支援をしていくことから財源の確保に努めます。



「相談支援」

相談支援とは、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

事業に関する考え方

計画相談支援は平成26年度中には対象者全員が、サービス等利用計画（ケアプラン）を作成する必要がありますが、市内の作成事業所が少ないことから、相談事業所の新設が求められています。

地域移行支援は、施設入所や入院している障害者が、地域で安心して暮らしていけるようにするための支援サービスを提供するものです。

地域定着支援は、居宅で単身生活している障害者への緊急時の事態時の相談その他必要な支援サービスを提供するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
計画相談支援	57	60	63	実人数 / 月
地域移行支援	1	1	1	実人数 / 月
地域定着支援	1	1	1	実人数 / 月

見込量確保の方法

利用者のニーズにあった相談事業が図れるよう、流山市地域自立支援協議会を中心として、指定相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。

介護保険のケアプラン事業所等に、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所としての参入を促進します。



(2) 地域生活支援事業の見込量と方策

地域生活支援事業とは、各市町村が主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じて実施する事業となっています。

内容は、生活における相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」、その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業は「任意事業」として位置づけられ実施することとなっています。主な事業は次のとおりです。

【必須事業】

「相談支援事業」

相談支援事業とは、障害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、情報の提供や助言を行い、障害福祉サービスの利用促進や虐待の防止など、関係機関との連携を図りながら必要な支援をするものです。

事業に関する考え方

支援を必要とする障害者が年々増加し、ニーズも多様化しています。市民にとって、身近でいつでも相談できる支援体制を確立していく必要性が求められています。

現在、地域生活支援事業における相談事業所が3箇所(すみれ、まほろば、沼南育成園)整備されています。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
委託相談支援	4	4	4	事業所数
	5,357	5,357	5,357	実人数
成年後見制度利用支援	2	2	2	取扱件数

見込量確保の方法

流山市地域自立支援協議会の相談支援部会を中心として、相談支援体制の拡充を図ります。また、サービス等利用計画作成(ケアプラン)を相談事業所の役割と位置づけ、相談件数の増加に対応します。

「コミュニケーション支援事業」

コミュニケーション支援事業とは、聴覚、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る事業です。

事業に関する考え方

市では、手話通訳者を設置する事業及び手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施し、障害者等の日常生活における支援をします。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
設置手話通訳者	2	2	2	人
	5	5	5	日/週
手話通訳者派遣	9	10	11	登録者数
	445	460	475	派遣件数/年
要約筆記奉仕員派遣	7	8	9	登録者数
	165	175	185	派遣件数/年

(健康診断手数料・保険料除く)

見込量確保の方法

コミュニケーション支援を利用する聴覚障害者等が、今後増加が見込まれることから各養成講座を実施し、登録者の増員を図ります。



「日常生活用具給付支援事業」

日常生活用具給付支援事業とは、障害者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具を給付ものです。

事業に関する考え方

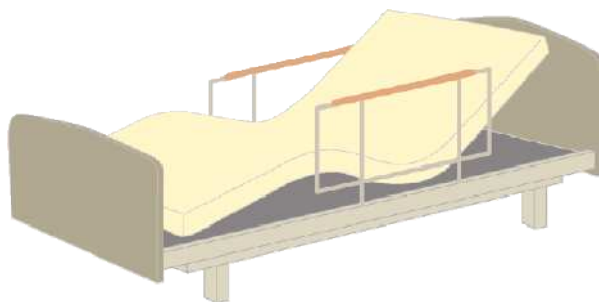
障害者の日常生活の利便性を図るために給付するもので、障害者等が地域生活への移行が進む中、日常生活用具の増加が見込まれています。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
介護・訓練支援用具	12	13	14	件数 / 年
自立生活支援用具	25	26	27	件数 / 年
在宅療養等支援用具	30	31	32	件数 / 年
情報・意思疎通支援用具	35	36	37	件数 / 年
排泄管理支援用具	2,618	2,762	2,906	件数 / 年
住宅改修費	12	13	14	件数 / 年

見込量確保の方法

特に直腸機能障害・膀胱機能障害等の内部機能障害者の増加に伴い、排泄管理支援用具を必要とする利用者の増加が見込まれることから、支給量の確保はもとより、拡充に努めます。



「移動支援事業」

移動支援事業とは、障害者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加を促進します。

事業に関する考え方

今後は障害者等の地域生活への移行が進むにつれ、利用者が増加傾向にあります。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
事業所数	30	32	34	箇所
利用者数	82	86	90	人/年
時間数	3,772	3,956	4,140	延利用時間/年

見込量確保の方法

地域移行が進むにつれ利用者の増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携を取りながら支給量の確保を図ります。



「地域活動支援センター事業」

地域活動支援センター事業とは、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障害者に対する創作的活動や生産活動、社会との交流を促進する活動の場を提供します。

事業に関する考え方

障害者が、身近な地域で、その人の障害状況にあったサービスを利用しやすいように施設の整備を行っていく必要があります。

見込量

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
型	実施所数	1	1	1	箇所
	利用者数	85	90	95	人/年
型	実施所数	1	1	1	箇所
	利用者数	40	42	44	人/年
型	実施所数	14	15	16	箇所
	利用者数	50	55	60	人/年

見込量確保の方法

地域移行が進む中で、地域活動支援センターの役割は重要なものとなっており、利用者の増加が見込まれることから、将来的な需要増に対し支給量の確保に努めます。



【任意事業】

「日中一時支援事業」

日中一時支援事業とは日中一時支援事業者に障害者を預け、日中における活動の場を提供するものです。

事業に関する考え方

在宅で障害者を介護している家族が、就労や休息のために日中一時支援サービスを利用することにより、少しでも家族の負担軽減を図るものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
事業所数 ()は市内	25 (4)	26 (5)	27 (5)	箇所
利用者数	149	154	159	人/年

見込量確保の方法

障害児に関してのレスパイトは、障害児通所支援「放課後等デイサービス」を利用する傾向にあり、障害者の自然増の利用を想定したもので、事業所数及び利用者数には大幅な増加はありませんが、必要な支給量の確保に努めます。



「訪問入浴サービス事業」

訪問入浴サービス事業とは、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図るものです。

事業に関する考え方

在宅の居宅サービス（ヘルパー派遣）を利用しても、入浴が困難な障害者に対して、訪問入浴専門業者が専用の浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
事業所数	2	2	2	箇所
利用者数	10	11	12	人/年

見込量確保の方法

利用者数は横ばい状態ですが、利用希望が出てきた場合は、個々の相談に乗ることで変化に迅速に対応できるよう努めます。



「知的障害者職親委託制度」

知的障害者職親委託制度とは、知的障害の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、知的障害者の福祉の向上を図ります。

事業に関する考え方

知的障害者の一般就労への支援体制が確立されつつあることから、今後は事業の継続について検討が必要となります。

見込量

	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	単 位
事業所数	1	1	1	箇所
利用者数	1	1	1	人 / 年

見込量確保の方法

現在、支援事業は 1 箇所であり、利用者についても 1 名となっています。今後は、現在の利用者が終了した場合には、事業の廃止も視野にいます。



「点字・声の広報等提供事業」

点字・声の広報等提供事業とは、市の広報からの情報入手が困難な視覚障害者に対し、ボランティア団体による点訳及び朗読活動を定期的に障害者に提供します。

事業に関する考え方

視覚障害者の情報手段は、主に音声、点字となっています。中途障害者には点字の習得が難しく、音声の情報に頼るしかない状況であります。疾病による中途失明者が増加しつつあることから、音声による広報の充実を図ります。

見込量

	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	単 位
点字利用者数	1	1	1	人 / 年
声の広報利用者数	20	22	24	人 / 年
広報発行回数	37	37	37	回 / 年

見込量確保の方法

今後は中途障害者が微増傾向にあり、ボランティア団体と連携しながら対応します。



「自動車運転免許・改造助成事業」

自動車運転免許・改造助成事業とは、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部（10万円を限度）を助成します。

事業に関する考え方

障害者等が日常生活を営むうえで、自動車運転免許を取得して、移動手段の一つである自動車の利用を図り、障害者の就労等社会への参加を促進し、もって障害者の福祉の向上を図ります。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	5	5	5	人/年

見込量確保の方法

急激な増加はないものの、年数件の利用があることから必要な支給量を確保します。



(3) 障害児に対する障害福祉サービスの見込量確保の方法

障害児の障害福祉サービスについては、平成24年度4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後利用する施設と契約を結びます（障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します）。

「児童発達支援」

事業に関する考え方

各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業が一元化され、児童福祉施設として位置づけられる二つの類系に分類されます。

児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。

児童発達支援事業

通所利用の障害児に対し、集団生活を通して基本的な生活動作、心や体を育てる療育支援を行う身近な療育の場です。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	63	67	70	人/月

現在ある「つばさ学園」を平成27年4月からは児童発達支援センターとして運営していきます。

見込量確保の方法

児童発達支援センターの機能の充実を図ることで、障害児の増加に対応します。

「医療型発達支援」

事業に関する考え方

肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障害児を対象にしています。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	1	1	1	人/月

見込量確保の方法

利用量については1人程度見込み、本市には事業所が存在しないため、近隣にある事業所の利用につなげます。

「放課後等デイサービス」

事業に関する考え方

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。また、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進します。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	48	50	52	人/月
市内事業所数	5	6	7	箇所

見込量確保の方法

現状では市内の事業所も徐々に増えており、事業所開設を支援することで今後の利用者増加に対応します。

「保育所等訪問支援」

事業に関する考え方

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	6	7	10	人/月

見込量確保の方法

平成27年度から本市の児童発達支援センターの稼働により、利用増が見込まれます。

「障害児相談支援」

事業に関する考え方

障害児またはその保護者の状況を考慮し、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	14	15	16	人/月
市内事業所数	4	5	6	箇所

見込量確保の方法

人口増や療育手帳の取得により障害児の増加が見込まれ、それに伴い障害児相談支援も増加することから、児童発達支援センター等で計画作成します。

5 利用者負担と負担軽減策

(1) 市独自の負担軽減策

定率負担と月額上限額

障害福祉サービスについては、従来の応能負担から原則1割の定率負担が導入されるとともに、食費、光熱費が実費負担となりました。定率負担の費用は、基本的には利用したサービス量に比例しますが、際限なく増えすぎないように世帯の収入状況によって月あたりの上限額が設定されます。

個別減免

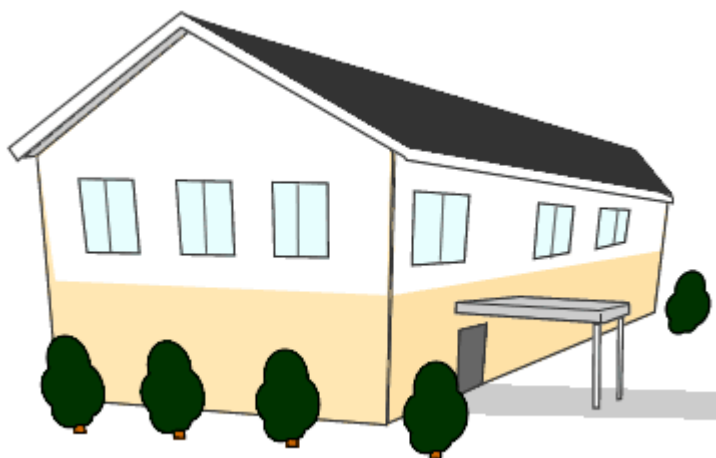
医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

通所・在宅軽減

通所施設、ホームヘルプを利用する場合、所得が一定以下であれば月額の上限を引き下げる制度として通所・在宅軽減があります。

グループホーム入所者家賃補助（補足給付費）

グループホーム入所者に対し、家賃の一部を補足給付費として支給します。



(2) 市の負担軽減策

複数のサービスの負担軽減

事業に関する考え方

自立支援給付の介護給付、訓練等給付、補装具及び地域生活支援事業の日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図ります。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	9	10	11	人/年

見込量確保の方法

自己負担の世帯の区分が本人と配偶者へ変更となつてからは、それほど大きな伸びは見られませんが、必要なサービスであることから継続して支給量を確保するよう努めます。

流山市グループホーム等入居者家賃補助

事業に関する考え方

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃に対し、流山市補助金規則に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	78	88	98	人/年

見込量確保の方法

本市ではグループホームの充実を図ることも視野に入れており、今後も利用者は増え続けると見込んでいることから、必要な支給量の確保に努めます。

流山市障害者支援施設等通所交通費助成

事業に関する考え方

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	343	373	403	延人数 / 年

見込量確保の方法

障害者支援施設に通所している障害者は、徐々に増えているような状況であり、必要な支給量の確保に努めます。



流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成

事業に関する考え方

就労支援施設を利用する障害者等の就労支援施設の利用料について助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図り、もって障害者等の社会参加の促進及び自立を図ります。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	7	8	9	人 / 年

見込量確保の方法

就労支援施設利用者は、徐々に増えているような状況であり、必要な支給量の確保に努めます。

重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成

事業に関する考え方

重度の障害者は生活機能の回復、取得、維持において障害程度の中軽度の者に比べてより多くの医療の給付が必要とされる。そこで、重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	1,700	1,900	2,000	人/年

見込量確保の方法

平成27年8月から現在の償還払いから一部を除き現物給付化へと制度が変更となり、利用者の増加が見込まれることから、必要となる財源の確保に努めます。

精神障害者入院医療費助成

事業に関する考え方

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額とし、月額1万円を限度とし助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
利用者数	20	20	20	人/年

見込量確保の方法

精神障害者入院医療費対象者は、横ばい傾向の状況であるが、必要なサービスであることから、今後も支給量の確保に努めます。

在宅障害者一時介護料助成

事業に関する考え方

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料で介護人に委託した場合、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	614	664	714	人/年

見込量確保の方法

在宅一時介護対象者は、徐々に増えている状況であり、今後も増加する支給量の確保に努めます。

障害者住宅改造助成事業

事業に関する考え方

在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合、その改造費用の一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	2	2	2	人/年

見込量確保の方法

住宅改造助成対象者は、横ばい傾向の状況であるが、必要なサービスとして位置づけ、支給量を確保します。



福祉タクシー利用補助

事業に関する考え方

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	1,161	1,191	1,221	人 / 年

見込量確保の方法

福祉タクシー利用者は、徐々に増えているような状況であり、財源の確保に努めることで今後も増加する需要に対応します。

重度障害者自動車燃料費助成

事業に関する考え方

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。

見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単 位
利用者数	1,207	1,237	1,267	人 / 年

見込量確保の方法

自動車燃料費助成対象者は、徐々に増えているような状況であり、財源の確保に努めることで今後も増加する需要に対応します。





資料



流 社 第 6 1 号
平成 2 6 年 4 月 2 2 日

流山市福祉施策審議会
会長 小島 富美子 様

流山市長 井崎 義治



第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定について（諮問）

障害者基本法に基づき平成21年度から実施されている第四次流山市「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき平成24年度から実施されている第3期流山市障害福祉計画の両計画が平成26年度をもって終了します。

つきましては、計画策定に当たり、流山市の附属機関であります貴会の意見を求めたく諮問します。

記

第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定について（案）

別添のとおり



流 福 審 第 2 2 号
平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議
会長 小島 富美子



第 5 次流山市障害者計画及び第 4 期流山市障害福祉計画の策定に
ついて（答申）

平成 2 6 年 4 月 2 2 日付け流社第 6 1 号で諮問のあったことについて、
下記のとおり答申します。

記

第 5 次流山市障害者計画及び第 4 期流山市障害福祉計画（案）につい
て審議した結果、次のとおり答申します。

- 1 本計画の着実な推進に努められるとともに、本計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うことが重要である。
また、障害福祉に関する制度に変化が生じた場合は、計画の期間中にあっても迅速に計画の見直しをされたい。
なお、本計画に基づく施策・事業の推進及び見直しに当たっては、障害者の実態やニーズの把握に努められたい。
- 2 本計画推進にあたっては、相談支援体制の強化と共に、地域にある福祉資源のネットワークを構築し、障害者一人ひとりが生きがいと尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができる地域社会の形成を推進されたい。
また、平成 2 6 年 4 月 4 日付け「流山市福祉手当の支給見直し（案）について（答申）」で当審議会から提言した福祉手当に代わるサービスの充実について、確実に履行することで障害福祉サービスの多様化と新たなニーズに対応すること。

また、グループホーム等の整備を進めることで障害者の生活の場を確保し、障害を持った子の親亡き後の不安解消に努め、障害者が安心して生まれ育った地域で暮らすことができる施策を進めること。

計画の策定経過

期 日	内 容
平成 2 5 年 1 2 月中旬 平成 2 6 年 1 月中旬	流山市障害者計画アンケート調査 ・各障害者手帳所持者 1,000人
平成 2 6 年 4 月 2 2 日	第 1 回流山市福祉施策審議会 ・「第 5 次流山市障害者計画・第 4 期流山市障害福祉計画(以下「計画」という。)」策定の諮問について
平成 2 6 年 6 月 1 7 日	第 5 回流山市福祉施策審議会 ・アンケート調査の集計報告について
平成 2 6 年 7 月 1 5 日	第 6 回流山市福祉施策審議会 ・第 3 期障害福祉計画の検証について
平成 2 6 年 8 月 5 日	第 7 回流山市福祉施策審議会 ・計画の総論について
平成 2 6 年 8 月 2 7 日	第 8 回流山市福祉施策審議会 ・計画の各論について
平成 2 6 年 9 月 2 9 日	流山市保健福祉諸計画策定委員会 ・計画(案)の策定について
平成 2 6 年 1 0 月 8 日	第 9 回流山市福祉施策審議会 ・計画(案)の策定について
平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日	流山市障害者福祉推進会議 ・計画(案)の策定について
平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日	第 1 0 回流山市福祉施策審議会 ・計画の答申について
平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日	・パブリックコメント実施
平成 2 7 年 月 日	第 回流山市福祉施策審議会 ・パブリックコメント実施結果について

流山市福祉施策審議会委員名簿

（任期：平成25年11月22日～平成27年11月21日）

		会長 会長職務代理
委嘱区分	氏 名	役 職 名 等
福祉サービスの提供を受ける者を代表する者	石塚 三喜夫	流山市老人クラブ連合会会長
	鈴木 れい子	流山市障害者団体連絡協議会会長
ボランティア団体を代表する者	鎌田 洋子	流山ユー・アイネット理事
社会福祉法人の役員又は職員	鈴木 孝夫	流山市社会福祉協議会会長
	中 登	社会福祉法人あかぎ万葉理事長
民生委員（児童委員）	大野 トシ子	流山市民生委員児童委員協議会会長
医師会を代表する者	大津 直之	流山医師会会長
歯科医師会を代表する者	平原 雅通	流山市歯科医師会理事
学識経験を有する者	小島 富美子	江戸川大学総合福祉専門学校 社会福祉科 非常勤講師
関係行政機関の職員	中村 知江	松戸健康福祉センター副センター長
	森山 直人	柏児童相談所所長
市民等	鈴木 五郎	流山市民
	田村 敬志	流山市民
	上平 慶一	流山市民
	米澤 政見	流山市民
	杉田 修司	流山市民
	栗飯原 誠	流山市民
	小泉 尚子	流山市民

流山市障害者福祉推進会議委員名簿

（任期：平成26年2月1日～平成28年1月31日）

会長

副会長

委嘱区分	氏名	役職名等
障害者団体の構成員	梅木 國彦	流山市身体障害者福祉会副会長
	鈴木 れい子	流山市手をつなぐ親の会会長
	志田 雅業	精神障害者家族会よつば会
	勝本 正實	心の泉会代表
	小宮 清子	流山地域で生きる会代表
民生児童委員連絡協議会の構成員	堀江 文男	流山市民生委員児童委員協議会副会長
障害者支援施設の職員	小金丸 孝裕	相談支援センターまほろばセンター長
福祉ボランティア	早川 恵	流山市ボランティアセンター
社会福祉関係団体の職員	吉田 康彦	流山市社会福祉協議会事務局長
	藤井 公雄	中核地域生活支援センターほっとねっと所長
	保田 国伸	流山市医師会
	四方田 清	順天堂大学スポーツ健康学部健康学科 先任准教授
	泉 幸江	NPO法人成年後見センターしぐなるあいず理事
	古川 亮	就業・生活支援センタービックハートまつどセンター長
民間福祉事業者	倉重 寛子	西深井地域生活支援センターすみれ施設長
	市岡 武	サポートセンター沼南センター長
	横山 孝子	流山ユー・アイネット介護支援専門員
関係行政機関の職員	飯生 政之	千葉県立柏特別支援学校教頭
	井上 スエ子	松戸健康福祉センター広域専門指導員

流山市保健福祉諸計画策定委員会委員名簿

会長

職 名	氏 名
健康福祉部長	染 谷 郁
社会福祉課長	河 原 智 明
高齢者生きがい推進課長	今 野 忠 光
介護支援課長	早 川 仁
障害者支援課長	小 西 和 典
健康増進課長	増 田 恒 夫
子ども家庭課長	石 井 由美子
保育課長	秋 元 悟
企画政策課長	田 中 佳 二
総務課長	矢 野 和 彦
財政調整課長	安 井 彰
商工課長	金 子 孝 行
コミュニティ課長	渋 谷 俊 之
防災危機管理課長	石 田 和 成
都市計画課長	長 橋 祐 之
まちづくり推進課長	石 野 升 吾
道路建設課長	遠 藤 茂
学校教育課長	田 村 正 人
生涯学習課長	戸 部 孝 彰
予防課長	染 谷 広 美

障害者（児）支援施設の状況

名 称	施設等の分類	設 置 者	定 員	所 在 地
つばさ学園	児童発達支援通所施設	流山市	30人	駒木台221-3
児童デイつばさ	児童発達支援通所施設	流山市	10人	駒木台221-3
さつき園	就労継続支援B型施設	流山市	40人	駒木台238-1
就労支援センター	就労支援施設	流山市	10人	駒木台238-1
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センターB型施設	流山市	15人	東深井498-30
デイサービスセンター	地域活動支援センター型施設	流山市	15人	平和台2-1-2
つつじ園	生活介護施設	社会福祉法人まほろばの里	60人	野々下1-319
地域生活支援センターまほろば	単独型短期入所施設	社会福祉法人まほろばの里	8人	野々下1-319
	日中一時支援施設		20人	
	放課後等デイサービス施設		10人	平和台5-694-5
相談支援センターまほろば	特定相談支援事業所	社会福祉法人まほろばの里	/	野々下1-319
	障害児相談支援事業所			
コスモス	生活介護施設	社会福祉法人まほろばの里	10人	野々下1-319
	就労継続支援B型施設		10人	
アモール	就労継続支援B型施設	社会福祉法人まほろばの里	10人	平和台1-1-1
かたぐるま	就労継続支援B型施設	社会福祉法人まほろばの里	20人	鱈ヶ崎1438-4
流山こまぎ園	就労継続支援B型施設	流山市社会福祉協議会	20人	駒木台207-14
グリーングリーン	就労継続支援B型施設	NPO法人ホルデー	10人	江戸川台東3-194
キッチンよつば	就労継続支援B型施設	NPO法人よつば(「青い鳥」の分場)	青い鳥全体として30人	西初石4-381-2(初石公民館内)
支援センターすみれ	地域活動支援センター型施設	NPO法人自立サポートネット	20人	西深井390-1
	日中一時支援施設		10人	
	特定相談支援事業所		/	

名 称	施設等の分類	設 置 者	定 員	所 在 地
多機能型事業所 ステップ初石工房	就労継続支援B型施設	NPO法人自立サポートネット	20人	東初石2-189-1 東ビル1-A、1-B
	自立訓練(生活訓練)		10人	
南天の木	就労継続支援B型施設	NPO法人南天の木	20人	江戸川台西2-148
いろいろや ハーモニー	地域活動支援センター型施設	NPO法人自立サポートネット	15人	平和台3-2-15
エンゼルフラワー	地域活動支援センター型施設	NPO法人エンゼルフラワー	15人	江戸川台東2-5 第1ビル3号
エフアンリ	日中一時支援施設	NPO法人エフアンリ	6人	東深井280
多機能事業所 マーレ	就労移行支援サービス	(株)MARS	10人	前平井121-2 セントラルクス2-1
	自立訓練(生活訓練)		14人	
放課後等デイサービス ひまわり南流山	放課後等デイサービス	(株)N&N	10人	南流山3-9-5
放課後等デイサービス Lei	放課後等デイサービス	(株)リンク	10人	富士見台1-3-5 グリーンビレッジ1F
ハッピースマイルめだか	日中一時支援サービス	(株)ビメディック	10人	加6-1277-2
クローバ流山 (30箇所)	共同生活援助	NPO法人自立サポートネット 流山	77人	東初石2-189-1 東ビル1-D
すばる	共同生活援助	NPO法人マホロニー流山	5人	こうのす台1020-1
にじ	共同生活援助	NPO法人マホロニー流山	7人	こうのす台1021-1
野々下ホーム	共同生活援助	社会福祉法人柏光会	10人	野々下5-967-1
野々下2番館	共同生活援助	社会福祉法人柏光会	9人	野々下5-967-13
my夢C館	共同生活援助	(株)MARS	5人	南流山1-5-3ジユネ パ以南流山第3 101号室他
(有)アサヒテクノ福祉事業部 沙羅	特定相談支援事業所	(有)アサヒテクノ		西深井821-26中 村コープ
	障害児相談支援事業所			
相談支援事業所 PHARE	特定相談支援事業所	医療法人社団宙 麦会		南流山1-14-8口 ジカル南流山101
	障害児相談支援事業所			

名 称	施設等の分類	設 置 者	定 員	所 在 地
いこい	知的障害者生活ホーム	社会福祉法人 まほろばの里	4人	鱈ヶ崎1438-4
みどり園	入所施設支援 共同生活援助 短期入所施設	東葛中部地区総 合開発事務組合	100人 (24人)	我孫子市中峠2310

()内数値は、流山市分の定員

資料：障害者支援課

第 5 次流山市障害者計画・第 4 期流山市障害福祉計画

発 行 平成 2 7 年 3 月

企画・編集 流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室
障害者支援課

〒 2 7 0 - 0 1 9 2

千葉県流山市平和台 1 - 1 - 1

電話 0 4 - 7 1 5 0 - 1 1 1 1 (代表)

0 4 - 7 1 5 0 - 6 0 8 1 (直通)